

平成31年3月

篠栗町議会第1回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：3月4日(月)～18日(月) 15日間)

会期	月	日	曜	区分	開議時刻	摘 要
第1日	3	4	月	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託 ・採決
第2日	3	5	火	考 案 日		
第3日	3	6	水	本 会 議	午前10時	・一般質問
第4日	3	7	木	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第5日	3	8	金	休 会		中学校卒業式
第6日	3	9	土	休 会		閉 庁
第7日	3	10	日	休 会		閉 庁
第8日	3	11	月	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第9日	3	12	火	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第10日	3	13	水	休 会		幼稚園卒園式
第11日	3	14	木	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第12日	3	15	金	予 備 日		・議案等整理 (小学校卒業式)
第13日	3	16	土	休 会		閉 庁
第14日	3	17	日	休 会		閉 庁
第15日	3	18	月	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

平成31年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成31年3月4日(月) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 10番 , 12番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 議案の委員会付託について

第5, 議案第8号 篠栗町教育委員会委員の任命について

第6, 議案第9号 篠栗町教育委員会教育長の任命について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
10	篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
11	篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
12	北筑昇華苑組合立北筑昇華苑使用料金の一部負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
13	篠栗町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
14	基本協定の一部変更について	総務建設 常任委員会
15	工事請負契約の締結について [篠栗駅東側自由通路線周辺整備(その2)工事]	総務建設 常任委員会
16	財産の処分について	総務建設 常任委員会
17	財産の処分について	総務建設 常任委員会
18	財産の処分について	総務建設 常任委員会
19	字の区域の変更及び町(丁目)の区域の設定について	文教厚生 常任委員会
20	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について	総務建設 常任委員会
21	平成30年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について	予算 特別委員会
22	平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)について	予算 特別委員会
23	平成30年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会

議案 番号	件 名	付託委員会
24	平成30年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会
25	平成30年度篠栗町水道事業会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
26	平成31年度篠栗町一般会計予算について	予算 特別委員会
27	平成31年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について	予算 特別委員会
28	平成31年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について	予算 特別委員会
29	平成31年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について	予算 特別委員会
30	平成31年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について	予算 特別委員会
31	平成31年度篠栗町水道事業会計予算について	予算 特別委員会

平成31年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成31年3月6日(水) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	7番	横山 久義	議員
2.	2番	田辺 弘之	議員

平成31年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成31年3月7日(木) 追加議案開議

- 第1, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

- 第2, 議案の委員会付託について

- 第3, 議案第32号 工事請負契約の締結について
[篠栗小学校、篠栗中学校空調設備設置工事]

- 第4, 議案第33号 工事請負契約の締結について
[勢門小学校空調設備設置工事]

- 第5, 議案第34号 工事請負契約の締結について
[北勢門小学校、篠栗北中学校空調設備設置工事]

議案付託表

議案番号	件名	付託委員会
32	工事請負契約の締結について [篠栗小学校、篠栗中学校空調設備設置工事]	文教厚生 常任委員会
33	工事請負契約の締結について [勢門小学校空調設備設置工事]	文教厚生 常任委員会
34	工事請負契約の締結について [北勢門小学校、篠栗北中学校空調設備設置工事]	文教厚生 常任委員会
35	平成30年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会

平成31年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第4号

平成31年3月18日(月)午前10時開議

- 第1, 議案第10号 篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2, 議案第11号 篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3, 議案第12号 北筑昇華苑組合立北筑昇華苑使用料金の一部負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4, 議案第13号 篠栗町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第14号 基本協定の一部変更について
- 第6, 議案第15号 工事請負契約の締結について
[篠栗駅東側自由通路線周辺整備(その2)工事]
- 第7, 議案第16号 財産の処分について
- 第8, 議案第17号 財産の処分について
- 第9, 議案第18号 財産の処分について
- 第10, 議案第19号 字の区域の変更及び町(丁目)の区域の設定について
- 第11, 議案第20号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第12, 議案第21号 平成30年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について
- 第13, 議案第22号 平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)について
- 第14, 議案第23号 平成30年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について
- 第15, 議案第24号 平成30年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第16, 議案第25号 平成30年度篠栗町水道事業会計補正予算(第4号)について
- 第17, 議案第26号 平成31年度篠栗町一般会計予算について

- 第18, 議案第27号 平成31年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について
- 第19, 議案第28号 平成31年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第20, 議案第29号 平成31年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について
- 第21, 議案第30号 平成31年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について
- 第22, 議案第31号 平成31年度篠栗町水道事業会計予算について
- 第23, 議案第35号 平成30年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第24, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

平成31年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月4日(開会)

平成31年 第1回 定例会 会議録

日時 平成31年3月4日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
		5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守			12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	黒 瀬 英 三
まちづくり課長	三 明 祐 治	税 務 課 長	久 芳 良 行
収 納 課 長	松 岡 秀 策	住 民 課 長	田 村 明 広
健 康 課 長	浦 上 利 浩	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産業観光課長	栗 原 俊 孝	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上下水道課長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こども育成課長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	松 熊 大

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

定例会開会前に報告いたします。

昨日、午前9時43分に、阿高紀幸様がお亡くなりになりました。

阿高副議長のご冥福をお祈りするために、ここで黙祷を捧げたいと思います。

○事務局長（佐伯 和久） 皆様ご起立ください。

黙祷。

（黙祷）

○事務局長（佐伯 和久） お直りください。

ご着席ください。

○議長（阿部 寛治） 本日は、全員出席で開議は成立いたします。

なお、本日は、広報ささぐり担当者の写真撮影を許可しております。

ただいまから、平成31年第1回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットにメールで送信したとおりでございます。

これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、10番松田 國守 議員、12番 荒牧 泰範 議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月18日までの15日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第8号から議案第31号までの計24議案でございます。

それでは、議案第8号から議案第31号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 皆さん、おはようございます。

本日、平成31年第1回の定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

ただいまは、阿高 紀幸 副議長のご冥福を祈り、全員で黙祷を捧げました。前回定例会において、山田議員への哀悼の意を述べた3か月後に、5期目の任期満了前のご訃報に接し、只々痛恨の極みでございます。昨年末にガンが見つかり懸命の治療を続けられましたが、昨日早朝にご逝去されました。阿高副議長ご本人におかれましては、さぞやご無念のこととお察し申し上げます。改めて衷心より哀悼の意を表します。

篠栗町議会議員として平成11年に当選し、以後5期20年の長きにわたり、町政発展のためにご尽力されました。その間、篠栗町議会常任第2委員会副委員長や議会副議長として議会運営にも寄与されました。

さらに、各特別委員会委員も歴任され、その長年にわたる精力的なご尽力により、町政に多大な貢献をされたことは、阿高副議長の功績として町民すべてが認めるところでございます。これまでの功績により、平成29年11月に篠栗町自治功労者となられ、その後も町議会議員として、また篠栗町を愛する町民の1人として、あるいは町政の指南役としてご活躍いただきました。昨年末に病が見つかり、還らぬ人となられましたことは、本町にとって実に大きな損失であり、道半ばであったご心中を察するにはなんとも言葉が見つかりません。

しかしながら、阿高副議長の残された功績は、永久に私たちの中に生き続けることを確信するとともに、それを継ぐべく、一層の努力をいたしてまいることをお約束申し上げます。

それでは、2019年度の施政方針についてしばらくお時間をいただき述べたいと思います。

第198回通常国会において、安倍内閣総理大臣は、平成最後の施政方針演説として『平成は、日本人の底力と、人々の絆がどれほどまでにパワーを持っているか、そのことを示した時代でもありました。「しきしまの 大和心のをゝしさは ことある時ぞ あらはれにける」明治、大正、昭和、平成。日本人は幾度となく大きな困難に直面した。しかし、そのたびに、大きな底力を発揮し、人々が助け合い、力を合わせることで乗り越えてきました。

急速に進む少子高齢化、激動する国際情勢、今を生きる私たちもまた、立ち向かわなければならない、私たちの子や孫の世代に、輝かしい日本を引き渡すため、共に力を合わせなければなりません。

平成の、その先の時代に向かって、日本の明日を、皆さん、共に、切り開いていこうではありませんか。』と国民に向けて発信いたしました。

平成から次の時代が変わろうとするこのとき、私たち地方自治体も大きな自主変革の時代を迎える時と実感しています。

一方で、2月28日に開催された「福岡県町村会定期大会」においては、これまでどおり、日本の原点である市町村のあり方について、「町村は住民に最も身近な行政主体であり、住民が生活を営む基礎的サービスから多種多様なサービスの提供と国土・自然環境の保全、食料の安定供給や水資源の涵養等の公益的機能に加え、我が国の伝統・文化の継承など人々の心のよりどころとしても重要な役割を担い続けている。

我々町村長は、このような状況を踏まえ、相互の連携を一層強化するとともに、自らの変革を厭うことなく不断の決意を揺るぎない信念を持って、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、自らが知恵を絞り、住民と一体となって地域特性や資源を活用した施策を展開し、持続可能な地域社会づくりに邁進するとともに、安全・安心で活力と潤いのある町村の実現を目指すことができるよう行政基盤の強化を図ることが必要である。」

として、「九州北部豪雨をはじめ、近年多発する記録的豪雨、地震等の自然災害からの復旧・復興への十分な財政支援と過疎化を図るとともに、今後起こりうる大規模かつ広域的な災害に対して、迅速かつ的確に対応できるよう、防災・減災対策、町村消防の充実強化を図ること」をはじめ15の具体的項目を挙げて決議いたしました。

特に今回は、JR日田彦山線の鉄道による早期復旧を要望する特別決議も採択いたしました。

篠栗町地方創生「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の第1次計画期間が2019年度で終了し、2020年度からは次の総合戦略をスタートさせることとなります。今年1月26日に供用開始した「篠栗駅東側自由通路：ささブリッジ」は、多くの町民の皆さんの喜びの声をいただいております。今年中の自由通路南北の周辺整備が完了すれば便利な篠栗町のシンボルとして、機能を発揮することが期待されます。

「篠栗北地区産業団地整備」は2020年4月末の造成完了を目指して急ピッチで事業を進めております。税収増加や雇用機会の増大と働き手世代の流入等による自主財源比率の向上が図られ、必ずや2060年の篠栗町人口ビジョンの目標2万9,000人に向かって大きな力となると考えております。

平成30年度からスタートした第6次総合計画「ささぐりみんなの羅針盤」と併せ、時代に合った自治体の姿にするための「第2次篠栗町新行政改革」を早期に議会にご提示し、所定の手続を経て実行に移してまいりたいと考えております。

今年度は、篠栗町新時代に向けたこうした様々な取り組みを全力で推進することとしておりますが、次の時代に向けた長期ビジョンにつきましては、町議会議員選挙後の新たな議会において詳細にご説明申し上げたいと考えております。

では、2019年度事業について、課ごとで取り組もうとしているそのポイントを説明いたします。

まず、議会におかれましては、議会の活性化に向けた様々な取り組みに対し心から敬意を表します。タブレット端末による議会のペーパーレス化は、最近多くの自治体で追従する動きが進んでおります。

今後は、広報広聴の範囲に留まらず議会全体の活動として、一部の自治体議会が実践しております定例議会後の報告会や、夜間・週末の議会開催など、広く町民の皆様との対話の場を設けていただき、地域を代表する先進的な議会となられるよう、事務方からも積極的に提案申し上げたいと思います。

総務費では、総務課、財政課、まちづくり課、会計課、税務課、収納課、住民課が関わっております。

総務課では、近年多発する大規模災害に対応するために、情報網構築は必須であるため、各消防車両に車載型無線機23基、携帯用トランシーバー型無線機20基、親局1基を緊急防災・事業債を活用して再整備いたします。

また、2020年4月から施行の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律、いわゆる非常勤職員の任用等に関する制度の明確化を目指した「会計年度任用職員」に関する整備につきましては、篠栗町では、先駆的に行政事務包括業務委託契約により遂行していることから、法律施行までに、しっかりと整備することとしております。

財政課では、様々な地図データを提供することで、行政情報が見える化し、住民サービスの向上を実現する、公開用GIS「ささぐりマップ」の運用を開始いたします。

まちづくり課においては、現在進めております大きな2事業「篠栗駅東側自由通路建設」「篠栗北地区産業団地整備事業」の継続のほかに、ふるさと寄附金返礼品のさらなる充実に努め、ふるさと納税の増額を目指します。また、第2次「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を2019年度中に行います。

会計課におきましては、出納事務のOA化を推進し、事務処理の短縮と確実性の向上を図り、事務ミスを起こさない体制づくりを強化いたします。

税務課・収納課におきましては、これまでどおり税の適正かつ公正な課税を目指すとともに、引き続き徴収率向上への取り組みを推進してまいります。

住民課でございます。

本定例会に議案として上程しております「字の区域の変更及び町の区域の設定について」が可決されれば、本年11月2日に最初の住居表示が実施されることとなります。この変更の手続き等の進捗状況を踏まえ、次年度以降、継続的な実施地域の拡大に取り組んでまいります。

民生費・衛生費では、福祉課、健康課、都市整備課環境係が所管しております。

福祉課におきましては、篠栗町シルバー人材センター運営補助金の増額と天空会館空調設備リフレッシュ工事を実施いたします。

また、増加する高齢者のための介護予防事業につきましては、より効果の期待できる事業を取り入れ、継続的に見直しを図ってまいります。

次に、健康課について申し上げます。

母子保健事業・成人保健事業とも、本年度も継続して事業を行うとともに健診等をさらに充実いたします。

また、全国的に麻疹と風疹の感染が広まる中、これ以上の感染拡大を防止するために、任意接種費用補助の対処拡大等の制度を創設いたします。

都市整備課環境係が所管しておりますクリーンパークにつきましては、平成39年度までに遅滞なく次期処理施設に移行できるよう、職員を増員して具体的な計画作成と関係自治体・地域への説明、協議をスタートさせる計画でございます。

次に、農林水産業費・商工費の所管であります産業観光課の取り組みについて申し上げます。

林業分野において、福岡県事業として小葉山線林道新設工事に着手いたします。当初、平成30年から4年間の事業でございましたが、少し工事期間が延びて、2019年度から5年間の事業となる見込みでございます。

商工観光部門ですが、今年度も「春らんまんハイキング」等各種イベントは、商

工会や観光協会などと連携し、新しい試みも取り入れながら引き続き開催する計画でございます。

設立6年目を迎える一般社団法人篠栗町観光協会は、篠栗町の観光キーステーションとしての役割を担ってもらう組織であります。2019年度から若杉楽園キャンプ場の駐車場有料化運営管理を行うこととなります。

また、事務局運営の民間への移行等への検討を進めることとしております。

消費者行政については、福岡県消費者行政活性化基金事業を活用し、啓発活動、消費者生活相談業務の機能強化を推し進めてまいりました。平成27年4月から本町を含む5町共同で開設いたしました「かすや中南部広域消費生活センター」を拠点に、継続して相談者の対応に努めてまいります。

次に、都市整備課が所管しております土木費について述べます。

平成31年度は、災害対策のための水路改修工事の継続をはじめ、側溝整備や道路維持補修など、例年通りの取り組みを行うこととしております。

教育費は、学校教育課、社会教育課、こども育成課が所管しております。

学校教育課においては、平成30年度からの繰越事業となりますが、幼稚園、小学校、中学校の普通教室及び特別教室の空調設備設置を今年の夏前に完了するべく進めてまいります。そのために、本定例会にて契約に関する追加議案の上程を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

社会教育課では、クリエイト篠栗の空調システムを更新すべく「冷温水発生器及び付帯設備更新工事費」として予算を計上しております。

こども育成課では、夏休み期間などに開設する拡大放課後児童クラブの定員を拡大し、待機児童の低減を図るほか、小学生児童の放課後の過ごし方について、質の向上にも着目して、子育て支援施策を推進してまいります。

上下水道課が所管しております水道事業において、平均14%増の料金改定を4月1日から実施いたします。ポンプ類及び浄水施設の老朽化対策をはじめ、排水管や流量計の更新を引き続き進めてまいります。

以上、2019年度の各課の主な取り組みについて説明いたしました。今年度の諸施策取り組みにあたっては、これまで同様、職員一丸となって努力してまいりたいことを約束いたします。

私自身も、これまでどおり職員を鼓舞し、関係方面に自ら率先してあたり、町政発展のために邁進する所存でございますので、議会におかれましても、引き続き篠栗町の発展のためにご尽力賜りますようお願いいたします。

続きまして、本定例会に提案しております議案第8号から議案第31号までの24議案について説明をいたします。

議案第8号は、「篠栗町教育委員会委員の任命について」であります。

本議案は、現委員であります 太郎良 順一 氏が、本年3月31日をもって辞職するため、新たに 田熊 裕子 氏を教育委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第9号は、「篠栗町教育委員会教育長の任命について」であります。

本議案は、現教育長であります 西 邦彰 氏が、本年3月31日をもって辞職するため、新たに 太郎良 順一 氏を教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第10号は、「篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、個人情報保護法等改正法及び行政機関個人情報保護法等改正法の施行に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取扱いを規定する改正を行うものであります。

議案第11号は、「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、平成31年1月25日に公布され、平成31年4月1日に施行されることから、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を3万円引き上げ、また、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を5,000円、2割軽減の基準については1万円引き上げるものであります。

議案第12号は、「北筑昇華苑組合立北筑昇華苑使用料金の一部負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、北筑昇華苑組合立北筑昇華苑条例の一部を改正する条例が、平成31年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、負担金額を北筑昇華苑使用料金に合わせ改正するもので、併せて

負担金額の一般世帯と生活保護世帯の区分を廃止するものであります。

議案第13号は、「篠栗町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正が必要なため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について改正を行うものであります。

議案第14号は、「基本協定の一部変更について」であります。

本議案は、議会の議決を経た「篠栗線篠栗駅東側自由通路整備事業に伴う篠栗駅自由通路新設工事」に関する基本協定について、受託工事経費及び負担金工事経費が確定し、変更が生じたため、その一部を変更しようとするものであります。

協定金額は、当初8億1,805万2,000円に対し、変更後7億1,851万9,676円とし、協定の相手方は、九州旅客鉄道株式会社 代表取締役 青柳 俊彦であります。

議案第15号は、「工事請負契約の締結について」であります。

本議案は、篠栗駅東側自由通路線周辺整備（その2）工事について、請負契約を締結するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約金額は8,164万8,000円とし、契約の相手方は、株式会社 廣田建設 代表取締役 大熊 将広 であります。

議案第16号は、「財産の処分について」であります。

本議案は、企業誘致を図るため、篠栗北地区産業団地開発事業において造成した土地を工場等の用地として売却するものであります。

この度、売却の相手方と立地協定を締結し、土地の売却について仮契約を結びましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

所在地は、篠栗町大字津波黒字高辻346番5。面積は、1万3,588平方メートル。売却額は、6億7,260万6,000円。売却方法は、随意契約とし、売却の相手方は、株式会社 やまやコミュニケーションズ 代表取締役 山本 正秀 であります。

議案第17号は、「財産の処分について」であります。

本議案は、企業誘致を図るため、篠栗北地区産業団地開発事業において造成した

土地を工場等の用地として売却するものであります。

この度、売却の相手方と立地協定を締結し、土地の売却について仮契約を結びましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

所在地は、篠栗町大字津波黒字高辻346番5外1筆のうち。面積は、8,434平方メートル。売却額は、4億円。売却方法は、随意契約とし、売却の相手方は、ケアユー株式会社 代表取締役社長 新川 勝美 であります。

議案第18号も「財産の処分について」であります。

本議案も、企業誘致を図るため、篠栗北地区産業団地開発事業において造成した土地を工場等の用地として売却するものであります。

この度、売却の相手方と立地協定を締結し、土地の売却について仮契約を結びましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

所在地は、篠栗町大字津波黒字高辻346番5外1筆のうち。面積は、9,984平方メートル。売却額は、5億1,200万円。売却方法は、随意契約とし、売却の相手方は、極東ファディ株式会社 代表取締役社長 秋本 修治 であります。

議案第19号は、「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について」であります。

本議案は、住居表示の実施予定区域において、字の区域の変更及び町（丁目）の区域を設定するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号は、「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更について」であります。

本議案は、平成31年3月31日をもって、ふくおか県央環境施設組合、飯塚市・桂川町衛生施設組合、浮羽老人ホーム組合及び東山老人ホーム組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合から脱退します。

また、平成31年4月1日から、ふくおか県央環境広域施設組合が新規に設置され、同退職手当組合に加入することに伴い、同退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し、福岡県市町村職員退職手当組合同規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第21号から議案第25号までの5議案は、「平成30年度補正予算」であります。

議案第21号は、「平成30年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）について」であります。

本議案は、平成30年度篠栗町一般会計予算から歳入歳出それぞれ3億6,435万9,000円を減額し、103億5,407万6,000円とするものであります。

また、主な歳入につきましては、利子割交付金を200万円、配当割交付金を400万円、株式等譲渡所得割交付金を400万円、自動車取得税交付金を1,300万円、地方交付税を3億4,243万6,000円増額し、国庫支出金を5,466万3,000円、繰入金を4億円、町債を2億7,696万円減額するものであります。

主な歳出につきましては、総務費におきまして、企画費といたしまして、津波黒地区法面補強工事を2億3,003万7,000円減額するものであります。

民生費におきましては、社会福祉総務費といたしまして、社会福祉協議会補助金を576万6,000円、老人福祉費といたしまして、老人ホーム入所措置委託料を600万円それぞれ減額し、障がい者福祉費といたしまして、自立支援サービス給付を4,454万1,000円、児童福祉総務費といたしまして、放課後児童健全育成事業費補助金を215万6,000円追加、児童福祉振興費といたしまして、児童手当を減額1,000万円とするものでございます。

衛生費におきましては、母子健康推進費といたしまして、妊婦一般健康診査費委託料を419万9,000円、それから予防費といたしまして、予防事業費委託料を1,160万円、塵芥処理費といたしまして、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金5,033万8,000円をそれぞれ減額するものでございます。

農林水産業費におきましては、農業委員会費といたしまして、農業委員会年報酬を283万8,000円追加するものであります。

消防費におきましては、常備消防費といたしまして、粕屋南部消防本部分担金を378万9,000円減額するものであります。

教育費におきましては、事務局費といたしまして、幼稚園・小中学校空調機設置実施計画業務委託を206万1,000円、勢門小学校及び篠栗中学校の臨時賃金を405万6,000円減額するものであります。

災害復旧費におきましては、農業用施設災害復旧費といたしまして、広田井堰災害復旧工事などを5,300万円、社会教育施設災害復旧費といたしまして、カブトの森公園災害復旧費を1,454万6,000円減額するものであります。

また、諸支出金におきましては、国民健康保険特別会計繰出金に586万円を追加し、後期高齢者医療特別会計繰出金を267万6,000円減額するものであります。

その他歳出の補正につきましては、主に事業費の確定、入札残、経費節減等の執行残による減額補正であり、歳入につきましては、補助金などの確定に伴う財源更正であります。

次に、繰越明許費につきましては、通知カード・個人番号カード関連事務等の委任事業315万1,000円を追加するほか、広田井堰災害復旧事業のほか4件の災害復旧事業につきまして、総額4,671万2,000円を追加するものであります。

次に、債務負担行為につきましては、福岡県議会議員一般選挙の選挙公報配布業務委託におきまして、平成31年度に36万6,000円の債務負担行為を行うものであります。

最後に、地方債につきましては、借入限度額を変更するものとしたしまして、地域活性化事業債のほか4つの事業債につきまして、限度額の総額を8億1,636万円から5億4,830万円変更するものであります。

また、防災基盤整備事業債につきましては、緊急防災・減災事業債に変更するため、これを廃止するものであります。

議案第22号は、「平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について」であります。

本議案は、平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計予算を歳入歳出それぞれ318万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億4,233万7,000円とするものであります。

議案第23号は、「平成30年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」であります。

本議案は、平成30年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算を歳入歳出それぞれ1,122万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,457万9,000円とするものであります。

議案第24号は、「平成30年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について」であります。

本議案は、篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算において継続費の補正、繰越明許費の追加及び債務負担行為の補正を行うものであります。

継続費につきましては、平成28年度から平成32年度における篠栗北地区産業団地開発調査事業として、総額を1億2,872万5,000円から1億3,432万9,000円に変更するものであります。

次に、繰越明許費につきましては、国交省用地確定測量業務として、163万6,000円を追加するものであります。

また、債務負担行為につきましては、土地分筆登記業務委託2,099万7,000円を追加し、平成29年度から平成32年度における篠栗北地区産業団地開発事業として、限度額を32億4万円から38億6,552万4,000円に変更するものであります。

議案第25号は、「平成30年度篠栗町水道事業会計補正予算（第4号）について」であります。

本議案は、平成30年度篠栗町水道事業会計予算を、人件費の補正により第3条収益的収入及び支出において、支出に24万円を追加し、収益的支出の総額を5億8,056万9,000円とし、不足財源につきましては、繰越利益剰余金等で補填するものであります。

議案第26号から議案第31号までの6議案は、平成31年度の各会計の当初予算であります。

議案第26号は、「平成31年度篠栗町一般会計予算について」であります。

予算総額は、101億5,522万4,000円で、前年度当初予算に対し7億8,617万1,000円、8.4%の増額となっております。

前年度予算との主な相違点のうち、増額の要因といたしましては、津波黒地区法面補強工事の実施、障がい者福祉及び児童福祉のサービスに係る経費、荒廃森林整備事業の実施などであります。

減額の要因といたしましては、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金の減額などあります。

なお、平成31年度の予算編成につきましては、前年度同様、第6次総合計画「ささぐり みんなの羅針盤」を踏まえ、限られた歳入財源を有効利用できる事業を選定し、歳出削減に努めております。

それでは、歳入歳出の主なものをご説明いたします。

歳入の主なものにつきましては、まず町税は、収納対策の強化及び近年の経済状況に基づき、対前年度比3,169万5,000円増の31億2,440万9,000円を計上するものであります。

次に、地方交付税は、普通交付税におきまして、対前年度比5,639万8,000円減の17億241万3,000円を計上するものであります。

次に、幼児教育及び保育等の無償化に伴う保育所等の保護者負担金や幼稚園使用料の減額などにより、分担金及び負担金は、対前年度比2,698万円4,000円減の1億5,041万7,000円、使用料及び手数料は、対前年度比974万7,000円減の1億2,685万円を計上するものであります。

次に、国庫支出金は、篠栗駅東側自由通路の整備に伴う社会資本整備総合交付金の減額などにより、対前年度比3,763万8,000円減の11億7,124万5,000円を計上するものであります。

次に、県支出金は、荒廃森林再生事業交付金の増額などににより、対前年度比1億2,207万1,000円増の8億5,093万1,000円を計上するものであります。

次に、繰入金は、基金の繰入れを行うもので、前年度同額の9億円を計上するものであります。

次に、諸収入は受託事業収入の減額などにより、対前年度比2,024万4,000円の減額で1億7,311万9,000円を計上するものであります。

次に、町債は、自然災害防止事業債の増額などにより、対前年度比7億4,034万7,000円増の11億8,259万円を計上するものであります。

最後に、環境性能割交付金は、消費税率引上げによる消費の反動減対策として行うこととされた「自動車税及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減」による減収を補填するための交付金で420万円を計上するものであります。

続きまして、歳出の主なものとしたしましては、まず総務費におきまして、行政事務包括委託2億1,000万円、既設跨線橋撤去工事委託4,980万1,000円、津波黒地区法面補強工事7億1,527万1,000円、住居表示実施に係るシステム対応業務委託1,386万円など、前年度比5億9,291万5,000円増の21億1,843万円を計上するものであります。

次に、民生費におきましては、自立支援サービス給付5億5,349万4,000円、県介護保険広域連合費3億235万円、後期高齢者医療療養給付費負担金3億1,165万5,000円、児童運営費委託料8億6,816万7,000円、子ども医療費1億503万5,000円など、前年度比2億2,028万1,000円増の35億474万2,000円を計上するものであります。

次に、衛生費におきましては、予防事業委託料1億137万8,000円、総合

保健福祉センター指定管理料1億1,122万1,000円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金2億7,559万4,000円など、前年度比1億5,777万9,000円減の9億8,842万5,000円を計上するものであります。

次に、農業水産業費におきましては、荒廃森林整備事業3,912万円など、前年度比9,988万2,000円増の2億2,153万3,000円を計上するものであります。

次に、土木費におきましては、道路橋梁維持補修工事等1億1,820万6,000円など、前年度比848万7,000円増の2億8,451万2,000円を計上するものであります。

次に、消防費におきましては、粕屋南部消防本部組合分担金3億3,510万5,000円など、前年度比2,970万5,000円増の4億5,265万5,000円を計上するものであります。

次に、教育費におきましては、北勢門小学校トイレ洋式化工事643万7,000円、総合センター冷温水発生器更新工事等6,725万9,000円など、前年度比69万4,000円減の9億2,524万円を計上するものであります。

次に、公債費におきましては、起債元金及び利子償還費用として、前年度比1,056万6,000円増の7億9,444万1,000円を計上するものであります。

最後に、諸支出金におきましては、特別会計等への繰出金6億1,977万3,000円など、前年度比1,070万2,000円減の6億4,281万5,000円を計上するものであります。

また、地方債につきましては、臨時財政対策債のほか4つの事業債を総額11億8,259万円計上するものであります。

議案第27号は、「平成31年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」であります。

予算総額は29億4,925万円で、前年度当初予算額に対し約1.4%減となっております。

歳入の主なものとしたしましては、国民健康保険税5億830万6,000円、県支出金21億7,474万6,000円を計上いたしております。

歳出の主なものとしたしましては、保険給付費21億2,854万7,000円、国民健康保険事業費納付金7億3,950万2,000円を計上いたしております。

議案第28号は、「平成31年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」であります。

予算総額は4億2,851万3,000円で、前年度当初予算額に対し約2%の増となっております。

歳入の主なものといたしまして、後期高齢者医療保険料3億2,261万7,000円、一般会計繰入金1億588万8,000円を計上いたしております。

歳出の主なものといたしまして、後期高齢者医療広域連合納付金4億759万7,000円を計上いたしております。

議案第29号は、「平成31年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について」であります。

予算総額は、6億5,989万6,000円であります。

主な予算概要は、篠栗北地区産業団地造成における逆T擁壁築造工事、1号調整池築造工事、2号調整池築造工事、残土処分場整備工事、通信基盤地中化構築工事を計上しております。

また、造成工事積算（変更設計分）、現場技術業務や登記業務に関する予算を計上しております。

歳入の主なものといたしまして、不動産売払収入5億7,286万円、繰越金8,703万6,000円を計上いたしております。

歳出の主なものといたしまして、篠栗北地区産業団地開発事業費といたしまして、施設整備工事5億9,034万4,000円を計上いたしております。

議案第30号は、「平成31年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」であります。

予算総額は、対前年度比では、収益的収入8%増、支出11.6%増となり、資本的収入32.5%減、支出22.9%減であります。

収益的収入及び支出において、収益的収入8億9,710万5,000円、同支出8億7,397万円で2,313万5,000円の黒字予算となっております。

収入の主なものといたしまして、下水道使用料4億7,518万8,000円、他会計負担金1億3,750万円を計上いたしております。

支出の主なものといたしまして、流域下水道維持管理負担金2億6,560万円、支払利息1億1,132万9,000円を計上いたしております。

資本的収入及び支出においては、資本的収入4億240万1,000円、同支出5億7,198万8,000円で1億6,958万7,000円の赤字予算となっておりますが、不足する額は損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

収入の主なものといたしまして、企業債2億8,580万円、他会計負担金1億

1,650万円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、建設改良費7,008万7,000円、流域下水道建設負担金3,990万6,000円、企業債償還金4億6,197万3,000円を計上いたしております。

議案第31号は、「平成31年度篠栗町水道事業会計予算について」であります。

予算総額は、対前年度比では、収益的収入13.4%増、支出9.7%減となり、資本的収入26.6%減、支出11.3%減であります。

収益的収入及び支出については、収益的収入5億2,531万1,000円、同支出5億2,487万7,000円で43万4,000円の黒字予算となっております。

収入の主なものといたしましては、水道使用料4億9,572万円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、福岡地区水道企業団受水費1億9,596万1,000円、支払利息2,134万4,000円を計上いたしております。

資本的収入及び支出においては、資本的収入8,010万1,000円、同支出1億9,531万4,000円で1億1,521万3,000円の赤字予算となっておりますが、不足する額は損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

収入の主なものといたしましては、企業債8,010万円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、建設改良費9,227万円、企業債償還金1億304万4,000円を計上いたしております。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 2点ほどちょっと教えてください。

まず1点目は、議案ではございませんが、施政方針演説の中で、クリーンパークの職員を増やすということがあったんですが、それ私どもの一般事務が及ぶところじゃない、そのあたり出向する用意があるという意味なのかどうなのか、そこちょっと教えていただくと助かるんですが。

○議長（阿部 寛治） 答えますか。

はい、どうぞ町長。

○町長（三浦 正） ただいまのご質問にお答えいたします。

クリーンパークの定例会の中で議決しておりますので、議会の中での全協の中でご説明はあろうかと思いますが、私どもの職員を1人派遣し、それを5町で負担して、人件費をカバーするという形での調査、それから、計画等の素案づくりに入るということでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 次に、議案第12号ですが、北筑昇華苑の説明の中で、「北筑昇華苑の条例の改正に伴い」という表現でしたが、その何というんでしょう、人事院勧告みたいに上意下達なのか、それとも構成団体である篠栗町の議会の議決を求められた上で、どちらのニュアンスが強いのかちょっと教えていただけますか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 本件につきましても、北筑昇華苑議会が開催されておりますので、議員のご報告にあることと思いますが、それぞれの構成における費用を統一する必要があるということで、それぞれ全部の構成町で、市町で、この議案を上げているものでございます。

○議長（阿部 寛治） この大綱質疑に対してはですね、「教えてください」ということだったから、聞かないと分かりませんので言いましたけど、提出議案に対してのみですからお願いします。

ほかにないですか。

質疑を終わります。

日程第4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第8号から議案第31号までの24議案を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第8号と議案第9号は人事案件ですので、委員会の付託を省略し、本日の日程といたします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

次に、議案第10号から議案第20号までの11議案につきましては、議案付託表のとおり、総務建設、文教厚生、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第21号から議案第31号までの予算関連11議案につきましては、「議長を除く9名で構成する予算特別委員会」を設置し、これに対し付託したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認め、よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより、委員長は、6番 今長谷 武和 議員、副委員長は、5番 村瀬 敬太郎 議員です。

予算審査については、補正予算の審査に引き続き当初予算の審査に入ります。

日程第5、議案第8号「篠栗町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案の説明を野寄学校教育課長に求めます。

○学校教育課長(野寄 勇) 議案の説明をいたします。

議案第8号「篠栗町教育委員会委員の任命について」

次の者を篠栗町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

住所：糟屋郡篠栗町大字高田621番地1

氏名：田熊 裕子

生年月日：昭和29年11月4日

平成31年3月4日提出、篠栗町長 三浦 正

(提案理由)

教育委員 太郎良 順一 氏が平成31年3月31日をもって辞職するため。

なお、次ページに履歴書を掲載しております。

また、任期は前任者の残任期間2021年12月15日まででございます。

以上です。

○議長(阿部 寛治) ただいまの学校教育課長の説明に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第6、議案第9号「篠栗町教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

議案の説明を野寄学校教育課長に求めます。

○学校教育課長(野寄 勇) 議案の説明をいたします。

議案第9号「篠栗町教育委員会教育長の任命について」

次の者を篠栗町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所：糟屋郡篠栗町大字篠栗4903番地5

氏名：太郎良 順一

生年月日：昭和30年11月3日

平成31年3月4日提出、篠栗町長 三浦 正

(提案理由)

教育長 西 邦彰 氏が平成31年3月31日をもって辞職するため。

なお、次ページに履歴書を掲載しております。

また、任期は前任者の残任期間2021年11月1日まででございます。

以上です。

○議長(阿部 寛治) ただいまの学校教育課長の説明に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案も人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決に入ります。

本案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって散会といたします。

散会 午前11時05分

平成31年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月6日(一般質問)

平成31年 第1回 定例会 会議録

日時 平成31年3月6日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
		5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守			12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	黒 瀬 英 三
まちづくり課長	三 明 祐 治	税 務 課 長	久 芳 良 行
収 納 課 長	松 岡 秀 策	住 民 課 長	田 村 明 広
健 康 課 長	浦 上 利 浩	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	栗 原 俊 孝	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	松 熊 大

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配布しております「一般質問通告書一覧」1ページの注意事項を熟読されまして、ご協力いただきますようお願いいたします。

日程第1、一般質問を行います。

2月25日一般質問通告締め切りの時点では、質問通告者は3名でしたが、阿高議員が亡くなりましたので、本日の質問者は2名でございます。

質問時間は申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様には、議事進行に際してお願い申し上げます。

本会議の議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

ただし、リアルタイムでの配信を行っておりますので、質問議員も答弁者も言葉遣いには気をつけるように求めます。

発言内容を精査して最終日に、議長判断を報告させていただきます。

ご協力をお願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、横山久義 議員。

通告数は2問です。

1問ですね、失礼しました。

○議員（横山 久義） 皆さん、おはようございます。

議席番号7番の横山でございます。

今回は、私にとって最後の一般質問になります。したがって、私が今最も懸念を抱き、深刻な事態になるのではと危惧しております産業団地に関する質問を行いたいと思います。

ただ、一般質問の通告後に予算書が配付されたことから、質問の一部が予算の事前審査にあたるのではないかと判断し、質問内容を一部変更したいと思っております。今後のことですが、一般質問の通告のですね、少なくとも数日前ぐらいには、予算書が早くできるようにですね、お願いしたいというふうに思っております。

それでは、質問に入ります。

産業団地の開発は、官民どちらが事業主になっても、基本的には構わないと私は考えております。ただ、民間が尻込みするような開発を自治体が行うとすれば、そこに大きな問題が生じることは明らかであります。

それゆえ、開発当時から収支について、くどいように確認してきたわけですが、その都度、執行部から収支に問題はないとの力強い言葉を聞き、私が当初抱いていた不安は、杞憂にすぎなかったのではと安心をしていましたが、ここに来て事業の収支が合わず、大幅な赤字を出す恐れが出てきたように思われます。

私なりに最新の収支について、次のようにまとめました。後ほど、確認をお願いしたいと思います。

まずは、支出について、執行済みの事業費を項目別に挙げますと、土地取得費 1 億 3,462 万円、九電受電負担金 1 億 6,704,000 円、設計・調査・管理費等の委託費 2 億 5,079 万 4,000 円、伐採費 1 億 4,364 万円。

工事費に移りまして、ゼネコンへの工事費 2 億 5,831 万 5,000 円、第 1 調整池工事費 1 億 6,956 万円、第 2 調整池工事費 1 億 8,219 万 6,000 円、残土処理場工事費 1 億 4,040 万円、逆 T 字擁壁工事費 3 億 4,884 万円、一次防災工事費 4,168 万 8,000 円、上下水道課関連工事費が 2 億 8,171 万 4,000 円、都市整備課関連工事費 4,339 万 9,000 円、国道法面工事費 8 億 3,592 万円となり、総額で 4 億 3,276 万円となります。

次に、収入見込みを項目別に挙げます。

進出企業への売却益 3 億 4,660 万 6,000 円、法面工事に対する交付税措置として、工事費の 45% を見込んで計算しますと 3 億 7,616 万 4,000 円、調査費等への補助金が 1,666 万 4,000 円。

それから、これは私の試算でございますが、事業用地 1 の国有地及び一部の町用地は、当面、進出企業への借地対応ということになっておりますが、将来、私立企業に売却の可能性があることから、国有地を町が買い取る価格を、九大演習林買い取り価格並みとして計算し、導き出した、将来売却が見込める事業用地の価格として 4 億 3,400 万円の総額 3 億 7,343 万 4,000 円が、収入見込みとみなすことができると考えております。

以上が、私が導き出した収支の金額ですが、この計算では、現時点で既に 6 億 6,000 万円の赤字が出る結果となっております。

現時点での正確な収支を町民の皆様には知らせることは大変重要なことだと考えて

おります。現時点での収支について、執行部から正確な数値を示していただきたいと思っております。

次は、この事業についての「収支は大丈夫です」と、議会において説明されておりましたが、その根拠についてお聞きいたします。

我が町で、これまでに直営で開発事業を手がけた経験がないことから、構想の段階から慎重な上にも慎重に検討をされたことと思っております。いつ、どのようにして構想段階で検討されたのかについて教えていただきたいと思っております。また、その後収支について、誰が責任をもって把握しておられるのか、お聞かせください。

更に、昨年9月議会の一般質問における私の質問に対する町長の答弁で、「この事業自体に対する生産性は取れている」と発言されておりましたが、何がどう取れているのかについても説明していただきたいと思っております。

次は、支援企業及び事業パートナーの業務内容についてお尋ねをいたします。

初めに、支援企業の役割について説明を求めたいと思っております。失礼かと思っておりますが、私には、単なる業務委託業者にしか思いません。ですから、その両者の違い、単なる、いわゆる委託業者と支援企業とその違いをですね、説明をしていただきたいなと思っております。

次に、事業パートナー企業について説明をお願いいたします。何ををもってパートナーと呼ぶのかを簡潔に説明していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

次は、工事費の増額の理由についてお尋ねをいたします。

工事費のうち、若築建設及び地元業者に発注した2箇所の調整池、逆T字擁壁及び土捨て場の整備工事の設計金額の総額は、平成27年6月9日に説明を受けた資料では22億9,300万円でありましたが、その半年後の平成27年12月12日の説明では29億5,300万円に膨らみ、更にその10日後の積算では36億1,600万円に増額しております。

ただ、この金額には、水道貯水タンク1基分が含まれておらず、その額を加えると37億5,400万円となるようです。

平成27年6月9日の積算額と比較しますと、平成27年12月12日の概算は1.2倍強に、そして、12月22日には1.63倍強に膨らんだこととなります。

今後、更に工事費が膨らむのかどうかもお聞きしたかったんですが、予算の事前審査になる恐れがありますので、そのことは聞かないことにしますが、現時点で既に1.6倍強に膨らんでることだけでも異常と言わざるを得ません。工事費の増加

の原因を簡潔に説明していただきたいと思います。

次は、最後の質問になりますが、大幅な赤字の責任の所在についてお尋ねをいたします。

議会は、収支に問題がないとの前提でこの開発を了解しております。したがって、企業進出後の税収等の増加が期待できるなどの甘い言い訳は通用をいたしません。もし、当初からそのような計画であったのなら、当然そのことを議会に説明し了解をもらうのが筋だと考えます。執行部の説明不足により、十分なチェックができなかった議会にも責任が当然あると考えますが、収支を度外視するかのように、この事業を進めてきた執行部にはより大きな責任があると考えます。どのように責任を取るおつもりなのかをお尋ねをいたします。

また、支援企業及び事業パートナーにも大きな道義的な責任があると考えます。赤字解消のため2つの企業体にも協力を強く求めるべきと考えますが、町長の見解を求めます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

今期を以てご勇退を表明されている横山議員から、町の将来を危惧しての渾身の一般質問をお受けいたしました。8年間の町長職、そして8年間の議員の立場という長年のご経験からの北地区産業団地開発にかかわるご自身のご意見を拝聴いたしましたところでございます。

私もこれまで18回の定例会で延べ140問を超える質問をお受けしてまいりましたが、これほど丁寧な分析の下に執行部の責任を問われる質問は今回をおいてほかにございませんでした。どのように答えるべきかを担当課とともに思案を重ねてまいったところでございます。

これこそが議会における執行部と議員との一般質問のやり取りであると議場のみならず、配信によってお聴きの皆様にも思っていただけよう誠意を持って答弁をいたしたいと考えております。

では、まずご質問の全般について、今月3月で定年退職いたします、担当課長として期待通りの取り組みを進めてまいりました三明課長から答弁を申し上げます。

○議長（阿部 寛治） はい、三明課長。

○まちづくり課長（三明 祐治） それでは、横山議員からのご質問の「巨額の赤字

が濃厚となった産業団地開発。その実態と責任の所在について」にお答えをいたします。

まずは、1つ目の最新の収支についての件でございます。

すべてを収支の中に含めるという考え方に異論はございますが、ただいま言われていました項目ごとの支出・収入見込み額につきましては、軽微な修正があるものの、横山議員が言われる額となります。

なお、今後必要となる事業費の増額及び金利の額を示してほしいということは、割愛されましたのでお答えを省きたいと思えます。

次に、2つ目の「収支は大丈夫」との議会での説明の根拠についてでございます。

構想段階において、当初は設計会社から概々算額で収支を検討いたしました。その後の収支につきましては、執行部で今後の発展性や可能性を加味したところで進めてきたところでございます。

次に、昨年9月議会の一般質問の回答の町長の発言でございますが、今回の開発事業において、周辺整備に係る付帯工事や将来的に回収の見込みがあることを含めたものであることを申し上げたものでございます。

例を挙げますと、篠栗北地区産業団地内を走ります区画道路1号は、篠栗北交差点の慢性的な渋滞を解消すべく、バイパスの役割も期待できるところでございます。また、国道201号線に接しております津波黒地区法面工事におきましては、津波黒地区の安全性確保の面も持っていることから自然災害防止事業債にて取り組んでいるものでございます。

上下水道関連工事におきましては、進出企業からの給水負担金や上下水道使用料により投資額の回収が見込めるものと考えております。

次に、3つ目の「支援企業及び事業パートナーの業務内容について」のお尋ねの件でございます。

まず、支援企業ですが、当該産業団地開発計画を進めていく中で、本町が備えるスキルでは対応が難しいことから、その支援を業務委託契約として契約を行っているものでございます。

業務内容といたしましては、当該産業団地協議会の運営支援、企業立地に伴う団地内の組合設立に関する支援、売買契約書の作成支援など、法務の見地も含めた提案やチェックなども行ってもらっているところでございます。

次に、「事業パートナーについて」のご質問ですが、平成28年1月28日に締結いたしました篠栗北地区産業団地開発事業基本協定書第5条の事業パートナーの

役割におきまして、開発基本計画の策定に係る協力、地区計画の決定に向けた協力、事業用地の開発許可手続に係る協力、企業誘致に関する協力などを行ってもらうこととしております。

次に、4つ目の「工事費増額の理由について」でございますが、当初、概々算段階の工事費をお示しし、概算工事費の積算を経て、福岡県建設技術センターの積算を実施しているところで、設計費の算出に至りました。

今回の工事費の増加は、概々算工事費の段階から精度が高められたことと、地盤改良の必要性が生じたこと、土砂搬出時期など各種協議機関の許可要件等を工事費に反映した結果、当初の想定から膨らんだものとなりました。

なお、貯水タンクが1基未計上とのことでございますが、進出企業の使用量を推計したところ、現状では1基でカバーできるものと判断しており、各進出企業の動向等を注視しながら計画を進捗させていきたいと考えておるところでございます。

なお、貯水タンクの増設費は、上下水道使用量が増加することから、上下水道料の増額分で対応できるものと考えております。

次に、5番目の「責任の所在について」のお尋ねでございますが、今回の開発事業の支援企業及び事業パートナーにも赤字解消のための協力を求めるべきとのご意見でございますが、事業を進める判断は、本町が決定しており、今回の責任を負わせることができないと考えておるところでございます。

今後、当該産業団地の発展のために様々なアイデアをもらい、本町にとってよりよい形となる様々な提案を受けていきたいというふうに考えておるところでございます。

先日、糟屋地区内での調査でふるさと寄附金の受け入れ額に関する調査が行われ、結果が示されました。本町が突出して最下位となっているところでございます。これは、いかに製造分野の企業が少ないものかを顕著に示された結果でございます。税収も発生しない土地を税収が得られる土地に変え、多くの雇用を生み出し、国内外の観光客を誘引する今回の事業は、町が生き残る大きなターニングポイントだと考えております。

今は生みの苦しみですが、将来的にこの事業を取り組んで良かったと町民の皆様から思ってもらえるよう、この篠栗北地区産業団地開発事業を完結させたいと思っておりますので、何とぞご理解、ご協力をお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（阿部 寛治） 再質問があったらどうぞ。

○議員（横山 久義）　まずは、私のはじき出した事業費ですね、収支で、担当課長では異論がありますけども、全部を私が含めた収支ですね、特に支出の方だと思うんですけども、私はこういう事業をやる場合、当然この事業のいわゆる費用としてですねカウントしなければいけないということで入れているものだけと勝手に思うんですが、担当課としては、私が支出で入れた項目で、どれに、何に、異論があるのかをまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（阿部 寛治）　はい、町長。

○町長（三浦 正）　担当課ではありませんが、私から申し上げます。

冒頭の開発の時点から説明を申し上げましたときに、この土木工事につきまして「収支で賄いますよ」ということを冒頭から申し上げたと記憶しているところでございます。

いわゆる、この敷地内の土木工事が25億ほどかかりますが、これについては、当時の事業主からの収入で賄えるものということでスタートしたところでございます。それでスタートしていきまされたけれども、これについて、いろいろな派生した工事が含まれてきたということは、今お話を申し上げたところでございます。

また、この工事が終わるところで、売却が済んだところで、しっかりと皆様方には周知をご報告し、そして、議会の最終的なご判断お伺いすることになると思えますけれども、「異論はあるが」と申し上げましたところの部分は、この工事に合わせて進めております上下水道の関連工事、あるいは、将来の水道料金等で賄うべき工事等々も含めた工事もぶっ込みで話が進むと、こういうふうに膨らんでいきますから、その辺はしっかりと切り分けしていかなければならないという意味で、私どものほうで答弁をさせていただいたところでございます。

○議長（阿部 寛治）　はい、横山議員。

○議員（横山 久義）　冒頭に言いましたように、開発事業というのは、いわゆる今回のように自治体がやる場合もあります。民間が同じ、例えば開発をやる場合もあるんです。ですから、民間がやったときもね、そのような甘い考えが通用するかということなんですよ。

例えば、あの産業団地造成したいと、食品団地にしたいと。しかし、下水が足りない。要するに、管がですね、管線の管が、上水も足りない。そこのだから、工事を行う企業が責任持ってそれを負担するのが当然なんですよ。

例えばですよ、どこか別の開発でもいいんですけどね。それをやるときに、例えば、道路を付けなきゃいけないとか、下水を持ってこないといけないとか、それは

ね、全て民間の企業に町は要求すると思うんですね、それと同じことなんです。

だから、この開発に関して派生したような工事はですね、全てそれで賄わないいけない。民間と同じように考えたときのことを私は言っているんですよ。

そうしないと、町がやって、「ならこれは、将来の水道料金だとか下水道料金で賄うからいいじゃないですか。」そういうことを言ったらですよ、今まで開発してきたところにね、そういうものを税で戻すかということですよ。そんなことはできないと思うんです。

ですから、そういうもの全て含めて、事業というのは成り立つか成り立たないかというのを計算しなきゃいけないということを私は言ってるんです。

ですから、それを全て私は入れてやる。例えば、よく説明で言われますよね。例えば、赤字が出て、5年後10年後、いわゆる税収上がるじゃないかと。例えば、固定資産税が上がるじゃないかと。あるいはまた、法人住民税が上がるじゃないかと。それで賄えるじゃないか、それはまた話は別なんですよ。

当然それが上がるようにするためにこの事業をやっているわけですから、当然そういう税収が増えるのが当たり前のことなんですよ。

でも、それを充て込んで「大丈夫ですよ」と言ったら、どこまで充て込むんですかという話になるんですね。だから、そういうふうな甘い考えでやったらいけないよということを、私は最初から、自治体がやる場合ね、そういうところはどうしても出てきますから、それを心配していたわけです。

ですから、私はそういうところをシビアにね、だから民間でも同じ、こういうふうな事業費の収支が出てくると思うんですよ。

そういう形で、いわゆる採算が取れないと事業としては採算が取れないということになるんです。だから、そのことを言ってるんです。これはもうここで言ったって、見解の相違かもしれませんがね、そういう、だから、民間と自治体がやる場合ですよ、甘えたらいけないと思う、自治体は。これは将来の税収だとか、使用料金がカバーできるから、そんな問題じゃないと思います。

民間が例えばやった場合ですよ、この下水の管線の工事なんかをね、町がしてくれるんですかね。それだけちょっと、上下水道課長に振ったら、また怒られそうだけど。

○議長（阿部 寛治） では、町長からどうぞ。

○町長（三浦 正） そもそもの事業パートナーの契約の資料を議会にお見せしましたときに、その辺のところの部分は、将来の使用量にくっ付いて、とってカバーす

るということをお受けしたことも含めて、議会でご報告申し上げた記憶がございます。その辺のところをですね、含めたところで私どもは事業として取り組んできた。それが甘いとおっしゃるのは横山議員のご意見としてお承りいたしておきたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 久義） ここでですね、このことを言っても仕方ないから、これ以上は言いませんけども、次の再質問にしたいと思うんですけども、平成27年の8月5日、これは総務建設委員会がございました。どういう趣旨で開催されたかといいますと、いわゆる九大の演習林をですね、購入する、その審議をした委員会でございます。

その中で活発にですね、議員と執行部の間でやり取りがありました。その時のやり取りで町長のですよ、答弁されたのをちょっと議事録を見ますとね、前後がないからね、そこだけ取って都合の良いように言っていると思わないでもらいたんですけど、いわゆる「坪11万から14万の中で進出したいという企業は必ず出てきます。」だからそのころはですよ、近隣の工場用地の取引の相場というのが、それくらいだったろうと、私もそういう認識がありましたから、そういうことを言われたらだろうと。ですから、あそこの九大用地を購入するときはですよ、その辺りのリサーチはされているのかなというふうな意味で今言ってるんですけど、本当はね、その九大の用地を購入するにあたっては、数年前ぐらいから恐らく交渉があったと思うんです。そのころから構想もあったらうと思います。

そのときにやはり町は経験がないわけですから、こういう大きな事業というのはですね、だから、いろんな資料集めたり、いろんなよく似たようなケースを見てですよ、例えば、ここの場合は、何度も言うようにボタ山跡地で急峻なボタ山跡地、また、地すべり地帯でもあるというふうなことも非常に条件としては悪いんですね。

だから、そういう中でも、いわゆるこういう坪単価で売って、でき上がったのを売って、本当に事業ができるかどうかのシミュレーションなりですね、検討がされたかと思ったら、私はされてないんじゃないかなと思うんですけど、同じ委員会で当時の担当課長が言われているのは、だから「慎重にまずは、開発計画の方針を作成したい」と「作成にあたっては、コンサル会社に専門的知見で開発コストなどの調査分析を委託します」というふうな説明されてるんですけどね。

だから、これを聞いてね、私なり他の委員もそうですけども安心してらるんです。というのは、専門業者がやはりこれを採算が取れるか取れないか、そういうものを

当然コンサルにまず委託してですよ、そこで判断を仰ぐということをしたんだと、するんだというふうなことで賛成をしてるんですね、購入を。

その後、支援企業に委託がありました。当然、そこでまずは、この開発が妥当かどうかですね、採算が取れるかどうかの検討をされてるものと私は思ったんです。

でも、その後ずっと後になりまして、三明課長のほうから「業務内容にそれは入ってません」というふうな返事をいただきましてね、びっくりしたんですね。なら一体、どこでコンサル、専門のね、意見を聞いて判断をしたのか、それについてお答えいただきたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 今お話の27年8月、これは九州大学から演習林の用地を買収したときの臨時議会のやり取りのことであろうかと思います。

これについては、平成25年ぐらいから九州大学が独立法人として、大学法人となるにあたって、九州大学が所有する篠栗町内の土地について、いくつか町で買ってほしいという場所がございました。そのうちの一部でございます。

このときには、総額、今回の開発に係わってないところも含めて1億4千数百万で購入したところでございます。

その時の議会とのやり取り、これを産業用地として将来開発するために購入するんだという提案理由を、たしか付していたと思いますが、それについてのご質問に対して、開発計画方針等々を立てて、そしてやっていくんだというふうな答弁をしたのであろうかと思います。

併せて、その当時の11万から14万というのは、今議員のお話がありましたように、当時既に久山町の林地でそのぐらいの価格で売買がされているというところがあったので、私どもの土地といたしましては、国道沿いの至便の土地となる可能性があることから、それぐらいの土地では売れるでしょうというようなことで申し上げた記憶があります。

実際、私どもの今回の議会にも提案しております、売買契約の議決をお願いしておる分については、これを超える額での売買価額となったものでございます。

今お話の開発計画方針が、まずコンサルでしっかりとされて、採算が取れるかどうかの検討はされてないんじゃないかというお話でございましたが、これにつきましては、私どもがこの開発を行うという時点において、もう既に事業パートナーである鹿島建設さんの案を採用しましたから、それについてお答えいたしますが、その案の中にしっかりと採算性を謳ってあって、それについて、その用地の中の形状

等々につきましても、ある程度の細かい表記がなされてこういうふうな計画でやるんだということが書いてあったわけでございます。

それも含めたところで、その後また、その事業パートナーの下に、コンサルを入れて開発にあたったというのが今回の経緯でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 久義） 今、事業パートナーが決まってですね、事業パートナーが、いわゆる採算性について検討したということですけども、事業パートナーに話が行ったときはですね、もう事業は進んでるんですよ。私が言っているのはその前にね、本当にこれでいいのかどうかということ、じっくり時間をかけてでもいいから、検討すべき時間が必要であったんじゃないかということ、言っているんですよ。普通はそうしますよ、これだけのものをやるんだから、失敗したら大変ですからね、町民にもものすごく迷惑をかける。

しかし、その支援企業に委託をして、支援企業が、いわゆる事業パートナーを選出するときの要綱・要領を作って、そしてそれで事業パートナーを決めて、そしてその決めた事業パートナーが採算性をどうのこうの、もう手遅れですよ。正直言って、もうスタートしてしまっているわけですから。

だからその前にね、なぜじっくりとコンサル、そのどこのコンサルでも専門やったらいいんですけども、そこにじっくりといろんな、ここの場合は、先ほど言ったように、ボタ山の急峻な跡地であり、地すべりもあると、そういうものを全部加味してね、造成費用はどれくらい掛かるのかだとか、そういうものをやはり検討する期間がいったと私は思っております。だから、それが抜けてるんです。

すべてね、もう開発ありきで進んでるような感じがします。こう言ったら悪いかもしれませんが、車で言うならブレーキがないんですよ、アクセルだけ、いっぺん走り出したら次から次に行ってしまうというような感じでしょう。だから、そういうことが、今後どうなるか、末恐ろしいところがあるんですけど、大きな問題になってきているのはそこだと。

確かに、そこでどんなに検討してもですね、若干の、変更は出てきます事業ですから。それはやむを得ないと思うんですけど、いわゆる私が言った中で、工事費見てもですね、ものすごい増え方なんですよ。だから、いくら最初は概算でしたと言ったってですよ、プロが概算を組んだときはそんなに狂わない、よっぽど大きな変更がない限りですね。これがこんなに狂うというのは、逆に言うと最初の概算工事費が、過小にその提示してたのかどうかっていふうに疑ったりもするような額に

なってるんですね。だから、そういうことをやはり考えながらやってないっていうことを私が申し上げたかったんですよ。

だから今、町長の答弁で、それはそういうふうになってないということ分かりました。そのことについてもう答弁は要りません。

次いいですかね。

続けて、次の質問しますから良いですか。

いわゆる、これはもう担当課長のほうが分かるんじゃないかなと思うんですけど、支援企業が、いわゆる、事業パートナーを選出するときの要領ですか、要綱ですか、を作成したと思うんですけども、いわゆる、事業パートナーを決めるときに、これは町のほうで決めたんだと思うんですけども、そのときに担当課もそうなんですけども、この支援企業もですね、要綱どおりにですよ、その事業パートナーのプレゼンがですね、なっているかどうかというのをチェックされたのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、三明課長。

○まちづくり課長（三明 祐治） 事業パートナー選出に関してですね、支援企業がそこで決定時に関与したかということの質問ということであれば、それは決定に際してはですね、あくまでも町の内部で決定しているということでございます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 久義） 支援企業が決定に関与したのかどうか聞いてるんじゃないですよ。そのプレゼンが出てきますよね。要するに何社があったんだろうと思うんですけど、それがいわゆる募集要項、要領に、チェックしてですよ、それに沿ったプレゼンなのかどうかというのをチェックするのはですね、町だけでやったのか、それとも支援企業だから、当然そのチェックぐらいいはね、支援企業が自分で作った要領ですから、それに1番詳しいわけですから、そこが一緒になってですよ、町と一緒にあって、ここのプレゼンは「これは提案に沿ってないよ」だとか言って、そこで落とさなきゃいけないんですね、合っていない提案は、その資格ということで、だから、そういうことをされたかどうかを聞いているんです。

○議長（阿部 寛治） はい、三明課長。

○まちづくり課長（三明 祐治） はい、今の質問内容について改めて確認をいたしますが、支援企業がですね、まず事業パートナーを選定する要綱を作ったかということ、そうではなくて、あくまでも町の事務局で作ったものを、支援企業がチェック

したと。ちょっと、一つ、ニュアンスが違うかなと思ひまして、改めてそれを申し加えさせていただいた上で、そのチェックにはですね、支援企業は関与していないことを申し上げます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 久義） 分かりました。

それは担当課のほうで、まず、いわゆるテーブルに上げる前のチェックをされたということですね。そうであるならですよ、その要領の中に、前も議会の中で言ったことあると思うんですけども、いわゆる、施工をですね、工事・造成については、事業パートナーが行うというふうな要領になっていると思うんですね。そういう項目がはっきり出ています。しかし、プレゼンではね、そうはなっていないんですよ。いわゆる、その施工、工事・造成の施工は地元業者が行うというふうに明記してるんですね。

実際そうなってます。自分のところ、入ってませんから。これは、重要な要領違反じゃないかなと思うんですよ。だからその時点で、もうこれは、この悪いけどグループはもう採用できませんよと、テーブルに上げられませんよとするのは、普通事務方の仕事ですよ。だから、なぜそうしなかったのかということをお聞きしたいと思ひます。

○議長（阿部 寛治） はい、三明課長。

○まちづくり課長（三明 祐治） まずですね、プレゼンのときの相手方の地元企業にというフレーズがございましたが、そういうことではなくて、入札により施工業者を決定するという提案だったということをおまづは申し伝えて、なぜその選考になったかっていうと、プレゼンの内容の選考基準がいくつか項目がございまして、いろいろあるわけですね。その中で1番優秀だったものを選考したと。それで、要領にないものを除外するというような話にはなっていません。だから、そういうものも加味して、現在の事業パートナーに決定したということでございます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 久義） 残り時間がですね、5分少々になりましたからね、あれですけど、この事業パートナーの募集の要領ですか、要綱ですか。

これは、そのインターネットで発信しているわけですね。だから、私のところにも問い合わせが幾つかありました、後輩たちから。こういうふうになってるんですけど

ど、これは、例えば、今回鹿島さんグループになってるんですけど、「鹿島さん以外は要するに仕事ができないんですよ」だとかね。そういうふうな、というこは発信してるんじゃないですか、要領を。だから、発信している要領を皆見ているわけですよ。だから、発信している要領どおりになってないから私は言っている。だから、発信する前に要領を変更してるんだったら構いませんよ。今、課長が言われるように。でも、発信しているのが、プリントアウトして私の手元に当然ありますけども、担当課からもらった資料にもそうなるんですよ。

だから、なぜそういうことが起きたのかということの説明してくださいということを行っているんです。

○議長（阿部 寛治） はい、三明課長。

○まちづくり課長（三明 祐治） 要領の中には確かにそういう文言がございます。

ただ、どういうふうにプレゼンをするかっていうのは、プレゼンをされる企業さんの、要はアイデアなんだろうと思います。

そして、篠栗町は結果的に、その要領とは若干逸脱するかもしれませんが、それだけでは、その事業は進みませんで、全ての事業を進めるためのプレゼンの中で結果的に鹿島さんを採用したということでございます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 久義） ここでね、やり合ってもこれ以上は仕方ないけども、私はね、やっぱりそういうところでね、事務方がしっかりとやっとなないと、1つの特定企業だけね、甘いことをしてるんじゃないかというふうに疑われる。だから、心配して言ってるんですね、そういうことはなかったと思いますけども。

だから、ほかのところ、例えば気に入らんとところがね、ちょっとそんなところをミスしてたら、もうこれは要領違反ですよって言われても仕方ないわけです。

だから、そういうことがないように、やっぱり公務員はね、役人は融通を利かして良い時といけない時があるんですね。

だからそこはね、やっぱりしっかりと肝に銘じて、あなたは今度退職しますけども、やっぱり考えないとおかしいことになるということです。

でもあまりこれ以上、もっと聞きたいことがあるんですけど、時間が過ぎているようですから、もう3分しかないんですけども。いずれにしてもですよ、今後のことを言いますと、もっともっと恐らく造成費が掛かると思います。

だから、こんなに造成費が掛かるんやったらね、議会は反対しましたよ。

いわゆる食品団地に限らず、産業団地を作る、或いはまた企業誘致する、これは賛成なんですね。でも、あそこに絶対に誘致しないといけないということは何も無いわけです。あんな難しい所にね。

例えば、津波黒の、今、流通センターのことで云々しているあそこだって、2企業ぐらいは置けるわけです。あるいは、高田は3企業ぐらい置けます。それに上町、いわゆる篠栗幼稚園の西側ですか、あそこだって2企業ぐらい置けるわけですよ。

そして、201のバイパス沿いですからね、全てが。そうやって分散して、企業誘致する。それが食品団地でも構わないと思うんですけど、そこだったらね、こんなに事業費がね、変動することはない。だから、そういうふうなことを提案ができたんです。我々は。自分の今までの経験からいってですね。

でも、「大丈夫です」と執行部がそこまで自信持って言うんだったら、もうこれ以上こちらは言えないということでしたわけですよ。

だからこれは、新しい今度は議会になりますからね。そのときにじっくりと、もっともって詰めて、調査なりあるいはまた設計担当を呼べるような委員会を作っていますね、やってもらいたいなど。そうしないと恐らくとんでもないことになります。

そして、町にはそんなに基金はもう残ってないと思う。自由通路にもかなり使ってますからね。だから、そういうことをですね、ここにおられる議員の方も、多くは次に出てこられると思いますんで、そのことを申し上げてですね、私の一般質問を。あっどうぞ、どうぞ。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ありがとうございます。

先ほどの事業パートナーのことにつきましては、今ご心配のご意見をいただいた、最初に、今の事業パートナーありきと取られ兼ねないような決め方ではなかったかと、周りから思われるよというご指摘であったかと思えます。

これにつきましては、私どもも今後このような事業を行う場合には、その辺のところを、今しっかりとご指導がありました方法で間違いのないようにですね、曖昧なところのないように進めていかなければと思うところでございます。

この事業につきましては、来年の4月に造成工事が完了いたしまして、8月までに登記が移ります。

その時点で要は私どもの事業から、それぞれの民間の工事業となっていくわけで、それまで、それ以前に間違いなく残りの3事業用地も、個別の企業と企業立地協定を結び、売買契約に移す運びと今進めているところでございますが、これに

つきましても、最終的にこういう事業として、今後これこれの6事業の企業が入ってこんな事業体になって、将来町に対してこういうものを作っていきますよということが明確にご報告できる段階で、また議会の皆様方にご判断いただき、私どもも、これまでの事業の総括をし、議会の皆様にご判断いただきたいと考えております。どうもありがとうございました。

- 議長（阿部 寛治） いいですか。
- 議員（横山 久義） 以上で終わります。
- 議長（阿部 寛治） 質問順位2番、田辺弘之 議員。
- 議員（田辺 弘之） 議席番号2番、田辺でございます。

任期中の最後の質問になりました。

この任期が始まりまして、1番最初に、私、新人議員として質問いたしました。そのときはやり方も分からなくて、あとで先日亡くなられた阿高副議長が「あのときはこうやるんだよ」とか丁寧に教えていただきました。本当に良い先輩だったと思います。改めてご冥福をお祈りいたします。

では今回ですね、空き家対策に対して質問をいたします。

近年、以前にも増して「空き家問題」が取り沙汰されております。

篠栗町においても空き家は増加しており、平成27年9月議会において「老朽危険空き家」を問いましたが、その時の町長の答弁では「専門部署の設置、又はそれに準ずるような体制整備が不可欠であり、標準化された基本方針等を参考に、篠栗町固有の事情を考慮した空き家対策を実施してまいりたい」とあり、それを受けて、平成30年4月に「篠栗町空家等対策計画」が策定されたと思います。

その計画の取り組みに関してどのように実際に対処しているかを質問したいと思います。2年前にですね、住宅セーフティネットということで、法が大幅に変わりましたが、これは厚労省とか国土交通省なんかが、今ある空き家をどういうふうに活用するかと。

また、高齢者の方がそこに住みやすいものを作れるかということで、いわゆる専門的で「特定空家」とかあるんですけども、これに関しては、防犯とか、また、安全面、やっぱり実際に老朽化した空き家が問題となっておりますので、この計画に従って、どういうふうなことがされているのかということをご質問したいと思います。

まず第1に、この空き家のランク別の数。そして、第2番目に、特に損傷の激しい「特定空家」の数及び対策、措置状況。そして、今申しましたように、安全のた

めの対策。ある地域では、この空き家に対して深刻な問題となっております。地域で防災・防犯の対策会議を設けるところもありますので、この安全のための対策。そして、4番目に、空き家の活用のシステム。最後にですね、これをどういうふうに所有者の方々へ周知啓発していくかその状況をお聞きしたいと思います。

どうかよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を。

はい、町長。

○町長（三浦 正） 田辺議員の「空き家対策を問う」についてのご質問にお答えいたします。

「篠栗町空家等対策計画」の策定に際しまして、現状と課題を把握するため、平成28年度から29年度にかけて、町内全域の空き家の実態調査を行いました。空き家と判断された建物は、全体で265棟、その時点でございますけれどもございました。

更に、空き家と判定された建物の状態を把握するため、建物の破損の状況に基づき不良度判定を行い、AからDのランクに分類いたしました。計画の取り組みに関する①から⑤のご質問につきましては、都市整備課長から個別に答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） それでは、田辺議員のご質問に答えたいと思います。

ご質問①の空き家のランク別の数につきましては、損傷等もなく、管理に特段の問題がないとするAランクが44棟、一部に損傷等がみられ、小規模な修繕が必要とされるBランクが87棟、主体構造部以外に著しい損傷があるか、複数個所に損傷がみられ、中～大規模な修繕が必要なCランクが90棟、主体構造部に著しい損傷があるか、複数個所に損傷がみられ、大規模な修繕が必要となるDランクが44棟でございます。

ご質問②の特に損傷の激しい「特定空家」の数及び対策、処理状況につきましては、このランクの中におきますDランクと判定されました建物44棟が該当すると考えておりますが、老朽化の更なる進行が懸念されております。

「特定空家」として判定する建物は、建物自体の老朽化以外に、雑草等が繁茂していたり、敷地内にゴミ等が大量に堆積しているなど、建物以外の要因で管理不全となっている空き家が多く見られました。これらは付近の住民からの通報や、担当

職員による継続的な現地確認を行っております。

また、何より空き家を発生させない「発生予防」が必要と考え、所有者などへの周知や意識啓発を通して空き家の発生の予防に取り組んでいます。

ご質問③の安全のための対策としましては、管理不全な空き家は、隣接地に樹木が越境していたり、伸びた雑草が視界を不良にしているなど樹木・雑草の繁茂により生活環境の保全に支障を及ぼす恐れがあるケースが圧倒的に多く、次に多いのが建物等の倒壊・破損により被害を及ぼす恐れがあるケースでございます。ほとんどがこの2つのケースが考えられます。

これらは、付近の住民からの通報や、担当職員による継続的な現地確認を実施した中で、所有者及び管理者に対して管理の徹底を促す通知文書や、窓口等での相談に対する助言・指導を行っているところでございます。

ご質問④の空き家の活用のシステムと⑤の所有者などへの周知啓発状況としましては、現在、福岡県内で「空き家バンク」を設置して利活用している市町村もございますが、本町ではまだ設置できてはおりません。

また周知啓発につきましても、積極的に行えてはいませんが、窓口等での相談の際に町内の不動産業者の紹介などを行っているところでございます。

また、平成28年度の税制改正により、空き家の発生を抑制するための特例措置、空き家の譲渡所得の3,000万円の特別控除の制度活用を促進しております。この制度は、平成30年度までの3年間に、これまで6件申請がなされております。

空き家対策に対する法律や制度につきましては、国や県も様々な施策を打ち出してはおりますが、個人の財産に係る権利に自治体がどこまで踏み込むことができるかなど、課題も未だに多く、一足飛びに解決する問題ではないことや、潜在的に同様の状況を抱え、年数の経過により更に「特定空家」に進行する空き家も出てくることも予想されます。

今後、このような空き家を増加させないよう、相続手続きや利活用に関する情報発信を進めていきますとともに、空き家で悩む方々へ、司法書士や宅地建物取引業者等の専門家との連携協力を求めていく中で、相談窓口体制を構築していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問がありますか。

はい、どうぞ。

○議員（田辺 弘之） 今、「年数の経過により『特定空家』も増えていく」という

お話がありましたけど、計画案がありますけども、これは今、町長も課長もおっしゃったんですけども、どのぐらいの間隔でこの調査をですね、また空き家が増えていくと、特に「特定空家」とかいうのは更新していくのか、それをまたどうやって知らせていくのかということをお願いします。

○議長（阿部 寛治） はい、堀課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 今回の計画につきましては、平成28年度から2か年間をかけまして、実態調査を行った後に、平成30年3月に策定したところでございます。この中で、本計画の期間につきましては、2023年、平成としましては、平成35年までの5年間となっております。

その後の更新の間隔につきましては、どの時期にどの程度の期間でということは、定めてはおりませんが、社会情勢や町における状況を鑑みまして、見直しに関しましては、柔軟に対応したいと考えております。

また、この「特定空家」等の状況につきましては、経過観察などについて、適宜、情報を更新していきたいと考えております。

空き家に関する情報につきましては、町のホームページに関連資料などの掲載などによって周知を図っていきたいと考えております。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問はありますか。

はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 実際住んでいる方は、草ボウボウとか、防犯の面でも非常に困っておられる方もたくさんいますので、この安全のための対策として、例えば消防署と連携して、消防法で「危ないからここをちゃんと樹木なんか片付けてくれ」と言うところもあるんですね。だから行政として連携して、この所有者に処置を促すことはできないのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、堀課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 消防署につきましては、消防法に基づいて火災の予防に危険、若しくは消火、避難、その他の消防活動に支障になると認められる場合に、この物件に関して除去を命令することができるなどと根拠がありまして、所有者に対しましてですね、適切な管理を求めるにあたりましては、この消防署とも連携して倒壊などの危険や、消火活動の支障になるということも併せて指導を行ってきたいと考えております。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問ありますか。

はい、どうぞ。

○議員（田辺 弘之） どうか、よろしくをお願いします。

いろいろな周りからも聞くんですけども、ひどい空き家があった場合とか、土地があった場合には、この所有者が町に寄附するといったときに、これを特に「特定空家」なんかですね、それを全て受け入れるのか。また、条件があるのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、堀課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） その「特定空家」の所有者様から町に寄附を申し出があった場合につきましては、その土地がですね、公共性・公益性のある土地であって、その利用が可能であるか、それにまた様々な受容を考慮した上で、受入れの判断をすることとなると思います。

全てを受け入れるということにはならないということでお答えさせていただきます。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（田辺 弘之） かなりハードルが高いと思います。

この空き家計画案の中にですね、所有者等への周知啓発状況ということで、このホームページとか広報、チラシ、パンフレットにより周知し、また、総合相談窓口の設置、専門家による講演会・セミナー等の開催とかあるんですけども、広報も全部調べたんですけども、1回もそういうことをされてない、ホームページも載っていないということで、ぜひともやっぱり今後、大切な問題ですので、どうかホームページ、また啓発に関してご努力をしていただきたいと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 以上で、本日の日程は全て終了いたします。

散会 午前11時05分

平成31年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月7日(追加議案)

平成31年 第1回 定例会 会議録

日時 平成31年3月7日 午前10時00分

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
		5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守			12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	黒 瀬 英 三
まちづくり課長	三 明 祐 治	税 務 課 長	久 芳 良 行
収 納 課 長	松 岡 秀 策	住 民 課 長	田 村 明 広
健 康 課 長	浦 上 利 浩	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	栗 原 俊 孝	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	松 熊 大

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

これより、日程に従い議事を進めます。

日程第1、「議案の上程」をいたします。

本日、町長から追加議案として、議案第32号から議案35号までの4議案が提出されております。

それでは、議案第32号から議案第35号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日提案しております追加議案4議案について説明をいたします。

議案第32号は、「工事請負契約の締結について」であります。

本議案は、篠栗小学校、篠栗中学校空調設備設置工事について請負契約を締結するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約金額は、1億4,688万円とし、契約の相手方は 株式会社西日本空調システム 代表取締役 中山 知則 であります。

議案第33号は、工事請負契約の締結についてであります。

本議案は、勢門小学校空調設備設置工事について、請負契約を締結するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約金額は9,406万8,000円とし、契約の相手方は 山本設備工業株式会社 代表取締役 山本 慎一 であります。

議案第34号は、「工事請負契約の締結について」であります。

本議案は、北勢門小学校、篠栗北中学校空調設備設置工事について、請負契約を締結するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約金額は 1億1,988万円とし、契約の相手方は 空研工業株式会社 代表取締役 檜木 隆 であります。

議案第35号は、「平成30年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）について」であります。

本議案は、篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算において、繰越明許費の追加を行うものであります。

繰越明許費につきましては、電柱移設補償として258万6,000円を追加するものであります。

以上が、本定例会に追加提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありますか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第2、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本日上程されました議案のうち、議案第32号から議案第34号までは議案付託表のとおり、本日開催されます文教厚生常任委員会に追加付託したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第35号につきましては、今設置されている予算特別委員会に追加付託したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、本日上程されました議案のうち、議案第32号から議案第34号までの3議案については、本日採決を行います。

それでは、ここで本会議を暫時休止といたします。

これにより引き続き、総務建設、文教厚生常任委員会を開催しますので、それぞれの委員会にお集まりください。

なお、常任委員会終了後に議案第32号から議案第34号までの3議案について採決を行いますので、議場にお集まりください。

休止 午前 10 時 06 分

再開 午前 11 時 31 分

○議長（阿部 寛治）再開いたします。

日程第 3、議案第 32 号「工事請負契約の締結について」〔篠栗小学校、篠栗中学校空調設備設置工事〕を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長（今長谷 武和） はい、報告いたします。

議案第 32 号「工事請負契約の締結について」

本議案は、篠栗小学校、篠栗中学校空調設備設置工事について、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

契約額 1 億 4,688 万円。

契約の相手方 福岡市博多区東月隈 4 丁目 7 番 4 号 株式会社西日本空調システム 代表取締役 中山 知則。

契約期間 本契約の効力発生の日から 2019 年 8 月 31 日まで。

契約概要 篠栗小学校 普通教室等 28 室の空調設備と受電設備増築、篠栗中学校 普通教室等 36 室の空調設備と受電設備増築であります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第33号「工事請負契約の締結について」勢門小学校空調設備設置工事を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第33号「工事請負契約の締結について」

本議案は、勢門小学校空調設備設置工事について、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

契約額 9,406万8,000円。

契約の相手方 福岡市南区清水3丁目5番27号 山本設備工業株式会社 代表取締役 山本 慎一。

契約期間 本契約の効力発生の日から2019年8月31日まで。

契約概要 勢門小学校 普通教室等39室の空調設備と受電設備増築であります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第34号「工事請負契約の締結について」北勢門小学校、篠栗北中学校空調設備設置工事を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第34号「工事請負契約の締結について」

本議案は、北勢門小学校、篠栗北中学校空調設備設置工事について、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

契約額 1億1,988万円。

契約の相手方 福岡市中央区大濠公園2番39号 空研工業株式会社 代表取締役 檜木 隆。

契約期間 本契約の効力発生の日から2019年8月31日まで。

契約概要 北勢門小学校 普通教室等32室の空調設備と受電設備増築、篠栗中学校 普通教室等25室の空調設備と受電設備増築であります。

当委員会におきまして慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 32号、33号、34号を見てもみますと、各小学校校区に中学校を引っ付けたすみ分けで、三つに分けてらっしゃるんですが、その意味合いがどこにあるのか、一括購入によるキャパ効果を出すんだったら、5個一緒に良いんでしょうし、各々しとってもおかしくない話。

このあたりが審査の過程で、話が出てくるかどうかちょっと教えていただけますか。

○議長（阿部 寛治） はい、今長谷委員長。

○文教厚生委員長（今長谷 武和） お答えします。

3,500万円を超えるですね、工事のために、専任監理技術者という方を設置しなければいけないということで、なかなか一つの会社で数人の専任監理技術者の免許を持っている方がいらっしゃらないということで、こういうふうな小分けっていうんですかね、分別された契約ということになったそうでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） いいですか。

はい、その他ないですか。

では、質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんね。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、散会いたします。

散会 午後11時40分

平成31年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月18日(採決)

平成31年 第1回 定例会 会議録

日時 平成31年3月18日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
		5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守			12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	黒 瀬 英 三
まちづくり課長	三 明 祐 治	税 務 課 長	久 芳 良 行
収 納 課 長	松 岡 秀 策	住 民 課 長	田 村 明 広
健 康 課 長	浦 上 利 浩	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	栗 原 俊 孝	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	松 熊 大

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、3月6日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正及び取消しを行っております。

ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第10号「篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第10号「篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、個人情報の保護に関する法律等改正法及び行政機関個人情報保護法等改正法の施行に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取扱いを規定する改正を行うものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第11号「篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第11号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、平成31年1月25日に公布され、平成31年4月1日に施行されることから、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を3万円引き上げるものです。

また、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準については、5割軽減の対象となる世帯は、被保険者の数に乗すべき金額を5,000円、2割軽減の基準については、1万円引き上げるものであります。

なお、本条例は平成31年4月1日から施行され、改正後の規定は、平成31年度以後の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までは、従前の例によります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第12号「北筑昇華苑組合立北筑昇華苑使用料金の一部負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第12号「北筑昇華苑組合立北筑昇華苑使用料金の一部負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、北筑昇華苑組合立北筑昇華苑条例の一部改正により、使用料の改定及び公平性に基づき、負担金額における一般世帯と生活保護世帯の区分を廃止するため、本条例の一部を改正する条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

主な内容は、負担金額を10歳以上一体につき2,000円減の2万円、10歳未満一体につき1,000円減の1万円、死産児一体につき2,000円減の3,000円に改めるものであります。

なお、この条例は平成31年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第13号「篠栗町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第13号「篠栗町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴い所要の改正が必要なため、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について改正するものであります。

なお、この条例は平成31年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第14号「基本協定の一部変更について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第14号「基本協定の一部変更について」

本議案は、「篠栗線篠栗駅東側自由通路整備事業に伴う篠栗駅自由通路新設工事」の基本協定の一部を変更するため、議会の議決を求められたものであります。

当初協定金額8億1,805万2,000円を7億1,851万9,676円に変更し、協定を締結するもので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づくものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第15号「工事請負契約の締結について」

篠栗駅東側自由通路線周辺整備（その2）工事を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第15号「工事請負契約の締結について」

本議案は、篠栗駅東側自由通路線周辺整備（その2）工事について、請負契約を締結するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する

条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

本契約は、指名競争入札により、契約金額8,164万8,000円、糟屋郡篠栗町大字尾仲37番地31 株式会社 廣田建設 代表取締役 大熊 将広 と契約を締結するものであります。

工事概要は、篠栗駅東側自由通路周辺の交通広場等の整備で、契約期間は、2019年9月30日までであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第16号「財産の処分について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第16号「財産の処分について」

本議案は、篠栗北地区産業団地開発事業において造成した土地を工場等の用地として売却するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

売却する土地の所在は 篠栗町大字津波黒字高辻346番5、面積1万3,588平方メートル、売却額6億7,260万6,000円で、福岡市東区松島5丁目27番5号 株式会社 やまやコミュニケーションズ 代表取締役社長 山本 正秀 に売却するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第17号「財産の処分について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第17号「財産の処分について」

本議案は、篠栗北地区産業団地開発事業において造成した土地を工場等の用地として売却するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

売却する土地の所在は 篠栗町大字津波黒字高辻346番5外1筆のうち、面積8434平方メートル、売却額4億円で、福岡市中央区長浜1丁目3番4号 ケアユー株式会社 代表取締役社長 新川 勝美 に売却するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第18号「財産の処分について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第18号「財産の処分について」

本議案は、篠栗北地区産業団地開発事業において造成した土地を工場等の用地として売却するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

売却する土地の所在は 篠栗町大字津波黒字高辻346番5外1筆のうち、面積9984平方メートル、売却額5億1,200万円で、北九州市小倉北区浅野3丁目6番6号 極東ファディ株式会社 代表取締役社長 秋本 修治 に売却するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第19号「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第19号「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について」

本議案は、住居表示の実施予定区域において、字の区域の変更及び町（丁目）の区域を設定するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求められたものであります。

内容は、産業団地開発地の区域について、「大字津波黒」の一部区域を廃止し、新たに町（丁目）を「彩り台」とするものです。

中町、下町、大勢門、新町にまたがる各区域について、「大字篠栗」「大字尾仲」「大字田中」のそれぞれの一部区域を廃止し、新たに「中央一丁目」から「中央六丁目」までの町（丁目）の区域を設定するものです。

なお、当該議案に関し、住居表示に関する法律第5条の2第1項に規定する公示が実施され、公示日の翌日から起算して30日を経過する日までに同条第2項に規定する変更請求はなかったとの報告を受けております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第20号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第20号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」

本議案は、平成31年3月31日をもって、ふくおか県央環境施設組合、飯塚市・桂川町衛生施設組合、浮羽老人ホーム組合及び東山老人ホーム組合が解散され、福岡県市町村職員退職手当組合から脱退し、平成31年4月1日から、ふくおか県央環境広域施設組合が新設され、同退職手当組合に加入することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第21号「平成30年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第21号「平成30年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3億6,435万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ103億5,407万6,000円とするものであります。

全員出席の予算特別委員会のため、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第22号「平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第22号「平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ318万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億4,233万7,000円とするものであります。

内容は、歳出では、委託料において契約及び実績に基づき、額が確定したことから318万円を減額し、予算整理するものです。

歳入では、一般会計繰入金を586万円増額補正し、その他特別調整交付金等の額の確定による県補助金904万円の減額補正など、予算整理するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第23号「平成30年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第23号「平成30年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,122万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,457万9,000円とするものです。

内容は、実績見込みに伴い、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金1,122万6,000円の減額補正。歳入では、後期高齢者医療保険料855万円及び後期高齢者医療基盤安定繰入金267万6,000円を減額補正するものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決い

たしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第24号「平成30年の篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第24号「平成30年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算（第2号）について」

本議案は、平成30年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計の補正予算であり、継続費の補正、繰越明許費の追加及び債務負担行為の補正を行うものであります。

継続費補正について、篠栗北地区産業団地開発調査事業において、1億2,872万5,000円から1億3,432万9,000円に増額補正し、期間を平成28年度から32年度までとし、繰越明許費については、国交省用地確定測量業務において163万6,000円追加されております。

また、債務負担行為補正につきましては、土地分筆登記業務委託において、限度額2,099万7,000円を追加、期間を平成30年度から平成32年とまでとし、篠栗北地区産業団地開発事業において、限度額を32億4万円から38億6,552万4,000円に増額し、期間を平成29年度から平成32年度までに変更され、篠栗北地区産業団地開発事業現場監理業務においては、期間を平成30年度から平

成32年度までに変更されております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

はい、横山議員。

反対討論ですね。

○議員（横山 久義） 議席番号7番、横山でございます。

私は、本議案に反対の立場から意見を申し上げます。

本案は、平成30年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計の補正予算であり、既に工事発注済みの工事費にさらに多額の補正を行うための債務負担行為補正を行うことが主な内容であります。

開発行為では、原因者負担が大原則で、開発に要する費用は全て支出に計上され、事業者が誰であれ、その原則が変わることはありません。このことは、これまで行われた開発行為に対する町の対応を見れば歴然であります。問題は、この開発の収支であります。今現在でも既に大きな赤字を出しているわけで、この上さらに多額の工事費の追加は、慎重に考える必要があると考えますが、執行部の説明はあまりにも粗雑であり、増額理由及びその根拠に疑問が多々あり、到底認めることはできません。

私は、県職員時代、土木エンジニアとして多くの工事の計画、設計、積算、施工監督及び検査等を行った経験があります。

従って、土木エンジニアとしての誇りと行政をチェックする立場の議会の一員としての責任において、本議案に反対をいたします。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 次に、賛成討論はありませんか。

はい、栗須議員。

○議員（栗須 信治） 議席番号3番、栗須でございます。

賛成の立場から意見を申し上げます。

篠栗町篠栗北地区産業団地開発事業は、「篠栗町まち、ひと、しごと創生総合戦略」の最重要点の取り組みであります。安定した雇用を創出し、賑わいのあるまちづくりを進めるために、行政と民間企業が協力して、篠栗町の地方創生を実現するためには、ぜひとも成功しなければならないと思っております。

今後も町の取り組みを議会としてしっかりとチェックして、この事業を成功させたいと考えております。

そうした意味から本予算については、賛成をいたします。

以上で終わります。

○議長（阿部 寛治） 次に、反対討論はございませんか。

賛成討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第25号「平成30年度篠栗町水道事業会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第25号「平成30年度篠栗町水道事業会計補正予算（第4号）について」

本議案は、平成30年度篠栗町水道事業会計を人件費の補正により、既決予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、収益的支出24万円を追加し、収益的支出の予定額を5億8,056万9,000円とするものであります。

なお、財源につきましては、繰越利益剰余金などで補填するものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第26号「平成31年度篠栗町一般会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第26号「平成31年度篠栗町一般会計予算について」

本議案は、平成31年度一般会計当初予算であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億5,522万4,000円とするものであります。

前年度当初予算に対し、7億8,617万1,000円の増額となっております。

主な増額要因といたしましては、津波黒地区の法面補強工事、障がい者福祉及び児童福祉のサービスに係る経費、荒廃森林整備事業などの計上で、減額要因としては、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金などであります。

全員出席の予算特別委員会のため、詳細につきましては、省略させていただきます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第27号「平成31年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第27号「平成31年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」

本議案は、平成31年度篠栗町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,925万円とするもので、前年度当初予算額に対し約1.4%の減となっております。

歳出の主なものは、保険給付費21億2,854万7,000円、国民健康保険事業費納付金7億3,950万2,000円で、歳入の主なものは、国民健康保険税5億830万6,000円、県の保険給付費等交付金21億7,474万6,000円であります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第28号「平成31年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第28号「平成31年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」

本議案は、平成31年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,851万3,000円とするもので、前年度当初予算額に対し約2.0%の増となっております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4億759万7,000円で、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億2,261万7,000円で、一般会計繰入金1億588万8,000円であります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第29号「平成31年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第29号「平成31年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について」

本議案は、平成31年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計の当初予算

であり、歳入歳出予算の総額それぞれ6億5,989万6,000円とするものであります。

主な歳出につきましては、篠栗北地区産業団地開発事業費6億5,349万6,000円、公債費640万円であります。

主な歳入につきましては、財産売払い収入5億7,286万円、繰越金8,703万6,000円であります。

また、一時借入金の最高額は6億円となっております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第30号「平成31年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第30号「平成31年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」

本議案は、平成31年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額8億9,710万5,000円に対し、支出の予定額は8億7,397万円となり、2,313万5,000円の黒字予算とするものであります。

収益的支出の主なものは、流域下水道維持管理負担金 2 億 6,560 万円、支払利息 1 億 1,132 万 9,000 円などであります。

収益的収入の主なものは、下水道使用料 4 億 7,518 万 8,000 円、他会計負担金 1 億 3,750 万円が見込まれております。

次に、第 4 条において、資本的収入の予定額 4 億 240 万 1,000 円に対し、支出の予定額を 5 億 7,198 万 8,000 円とし、資本的支出額に対し不足する 1 億 6,958 万 7,000 円は、損益勘定留保資金などで補填されます。

資本的支出の主なものは、建設改良費 7,008 万 7,000 円、流域下水道建設負担金 3,990 万 6,000 円、企業債償還金 4 億 6,197 万 3,000 円などであります。

資本的収入の主なものは、企業債 2 億 8,580 万円、他会計負担金 1 億 1,650 万円が見込まれております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 30 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 22、議案第 31 号「平成 31 年度篠栗町水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第 31 号「平成 31 年度篠栗町水道事業会計予算について」

本議案は、平成31年度篠栗町水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額5億2,531万1,000円に対し、支出の予定額は、5億2,487万7,000円となり、43万4,000円の黒字予算とするものであります。

収益的支出の主なものは、福岡地区水道企業団受水費1億9,596万1,000円、支払利息2,134万4,000円などであります。

収益的収入の主なものは、水道使用料4億9,572万円が見込まれております。

次に、第4条において、資本的収入の予定額8,010万1,000円に対し、支出の予定額を1億9,531万4,000円とし、資本的支出額に対し不足する1億1,521万3,000円は、損益勘定留保資金などで補填されます。

資本的支出の主なものは、建設改良費9,227万円、企業債償還金1億304万4,000円であります。

資本的収入の主なものは、企業債8,010万円が見込まれております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第35号「平成30年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第35号「平成30年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算（第3号）について」

本議案は、平成30年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計の補正予算で、繰越明許費の追加を行うものであります。

事業名は電柱移設補償で、金額は258万6,000円であります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から会議規則第75条の規定により、お手元のタブレットに掲載のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、タブレットにメール送信しておりました委員会の閉会中の調査結果について質疑があれば受けたいと思います。

質疑はありますか。

ないようですので、質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

ここで、西 邦彰 氏より発言を求められておりますので許可いたします。

○教育長(西 邦彰) 失礼いたします。

3月定例議会の最終日に、このような挨拶の機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

平成26年4月より5年にわたって教育長を務めさせていただきました。この間、篠栗町議会議員の皆様には、多大なる教育行政へのご理解とご指導を賜りましたことに心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

就任当初より、町立幼小中の子どもたち3,400名のために、より良い教育の実現を目指して教育行政に取り組んでまいりました。

しかし、教育行政は、学校教育ばかりでなく、その分野・領域は広く、芸術・文化・スポーツ・青少年健全育成など、幼児から高齢者まで全ての町民の皆様に関係するものばかりで、課題も多岐にわたることを学ばせていただいた5年間でありました。

さて、来年4月より新学習指導要領が施行され、子どもたちが社会人となる変化の激しい2030年代を生き抜く資質や能力を育てる教育が始まります。

目指しますのは、学校教育と社会教育が車の両輪として共同し、子どもたちに社会を生き抜く力を育てていく教育であります。

教育委員会といたしましても、自立心や協調性、社会性を地域に学ぶ志教育や自ら学び続ける力を培う幼小中一貫教育、グローバル社会の共通言語である小学校英語科学習など、新学習指導要領の礎を少しずつ築いてまいりました。

お蔭さまで、学校においては、学力や体力が全国平均を上回ることができておりますし、志教育、幼小中一貫教育、小学校英語教育は、県下のみならず全国の先陣を切っているところでございます。これも園長、校長先生をはじめ、教職員の努力

のお蔭とともに、何よりも3小校区の地域づくり協議会をはじめ、社会教育関係団体の皆様の献身的なご支援とご協力の賜物と深く感謝申し上げますところでございます。

さて、この場をお借りしまして、昨年4月の火事被災につきましては、議員の皆様、心温まるお言葉と身に余る御厚情を賜りましたことを改めて御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

結びになりますが、今後とも、篠栗町教育行政へのご指導、ご支援を賜りますよう、よろしく願い申し上げますとともに、教育の里、篠栗町教育のさらなる発展と議員の皆様、町民の皆様のご健勝とご多幸を祈念申し上げ退任の挨拶とさせていただきます。長い間、誠にありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

それでは、ここでご報告をさせていただきます。

長年にわたり、議会議員として地方自治の振興に寄与した功績により、全国町村議会議長会から松田 國守 議員、大楠 英志 議員、そして私、阿部 寛治 の3名に表彰状及び記念品が贈られております。

併せて、福岡県町村議会議長会から荒牧 泰範 議員、松田 國守 議員、大楠 英志 議員、そして私、阿部 寛治 の4名に同じく表彰状が送られております。

この場を借りまして、表彰状の伝達式を行いたいと思います。

では、松田 國守 議員から、続きまして、大楠議員、荒牧議員、次々渡していきますから。

表彰状 福岡県篠栗町 松田 國守 殿

あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与された、その功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成31年2月6日、全国町村議会議長会 会長 櫻井 正人（代読）

表彰状 福岡県篠栗町 大楠 英志 殿

あなたは町村議会議員として多年にわたり、地域の振興発展に寄与された、その功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成31年2月6日、全国町村議会議長会 会長 櫻井 正人（代読）

○副議長（松田 國守） 表彰状 福岡県篠栗町 阿部 寛治 殿

あなたは町村議会議員として多年にわたり、地域の振興発展に寄与された、その功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成31年2月6日、全国町村議会議長会 会長 櫻井 正人（代読）

○議長（阿部 寛治） 表彰状 糟屋郡篠栗町議会 議員 荒牧 泰範 殿

貴殿は、長期にわたり議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ、特に大きな功績を残されました。よって、これを表彰します。

平成31年2月18日、福岡県町村議会議長会 会長 坂本 東二郎（代読）

表彰状 糟屋郡篠栗町議会 議員 松田 國守 殿

貴殿は、長年町村議会議員として地方自治の振興発展に貢献せられ、大きな功績を残されましたので、これを表彰します。

平成31年2月18日、福岡県町村議会議長会 会長 坂本 東二郎（代読）

表彰状 糟屋郡篠栗町議会 議員 大楠 英志 殿

貴殿は、長年町村議会議員として地方自治の振興発展に貢献せられ、大きな功績を残されましたので、これを表彰します。

平成31年2月18日、福岡県町村議会議長会 会長 坂本 東二郎（代読）

○副議長（松田 國守） 表彰状 糟屋郡篠栗町議会 議長 阿部 寛治 殿

貴殿は、長年町村議会議員として地方自治の振興発展に貢献され、大きな功績を残されましたので、これを表彰します。

平成31年2月18日、福岡県町村議会議長会 会長 坂本 東二郎（代読）

○議長（阿部 寛治） ここで、町長何か発言することがありましたら許可いたします。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 平成31年第1回定例会の閉会にあたりご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議誠にありがとうございました。

「篠栗町教育委員会教育長の任命について」「篠栗町教育委員会委員の任命について」の人事案件2件、「篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」をはじめ条例案4件、篠栗線篠栗駅東側自由通路整備事業に伴う篠栗駅自由通路新設工事に関し、事業が完了したことから九州旅客鉄道株式会社と結んだ協定金額を減額する「基本協定の一部変更について」また、篠栗駅東側自由通路周辺整備（その2）工事に関する「工事請負契約の締結について」の2件、篠栗北地区産業団地開発事業において、造成した土地を工業用の用地として売却する「財産の処分について」3件、今後順次整備していく住居表示の実施予定区域において、「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について」、また「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」、そして「平成30年度補正予算」5件、「平成31年

度当初予算」6件、追加提案いたしました篠栗町小中学校空調設備設置工事に関する「工事請負契約の締結について」3件、「平成30年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）について」の1件、上程いたしました28議案につきまして、可決いただきましたことを感謝申し上げます。

ありがとうございました。

平成31年度当初予算は、平成30年度と比べ予算総額で7億8,600万円増の101億5,500万円余となりましたが、防災事業としての全額起債で行います津波黒地区法面補強工事の7億1,500万円を除けば、ほぼ前年同額の予算でございました。

ただ、ここ数年、当初予算において説明しておりますように、篠栗町におきましても、高齢化社会の進展は影響を及ぼしてきておりまして、扶助費における高齢者福祉に係る経常経費は増加傾向にあります。

併せて、医療費が増加傾向にあり予算編成に苦慮しているところでございます。加えて、国の就学前児童に対する支援策の応分の自治体負担も増加傾向にあることから、財政の硬直化は否めません。

ご審議いただいたとおり、予算を組むに当たっては、現在のところ歳入の大きな増加は見込めないところから基金を一部取り崩して予算を作り上げている状況でございます。できるだけ歳出を切り詰めて執行にあたることとしておりますが、今後の人口趨勢を考慮すると、現在現状のままでの継続では、経常経費の漸増に伴い、財政がさらに硬直化することは目に見えていることから、「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重要な柱としての、篠栗駅篠栗北地区産業団地開発、篠栗駅東側自由通路の建設等を新たなまちのシンボルを創造し、魅力ある町とすることによって、働き手人口の増加、交流人口の増加等地方創生を実践する先進地篠栗となるよう取り組みを進めてまいるところでございます。

本日、採決における反対討論において、「事業の計画自体に無理があった」「予算の使い方に問題がある」とのご指摘をいただきました。貴重なご意見として、今後の取り組みの中に生かしてまいります。このような町の先行きに対するご心配も事業が終了し、将来像が明らかになった時点で、杞憂であったとだけいただけるよう、これまで以上に議会に対する説明責任を果たしながら、職員一同、最大限の努力をすることをお約束いたします。その努力の積み重ねこそが、篠栗町のさらなる自立への第一歩となると確信いたしております。

また、予算審議の際にいただいた貴重なご意見を十分踏まえながら、節約すべき

ところは節約し、また執行にあたって見直すべきところは補正案を議会に上程させていただきながら、議会のチェックのもとに粛々と行政運営を行ってまいりたいと考えております。ただ今成立いたしました平成31年度予算に基づく事業計画を早期に実現するため、各課ともできるだけ仕事を前倒しして取り組んでまいりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

ただいま、福岡県町村議会議長会から議員6期の表彰をお受けになられました荒牧 泰範 議員、4期表彰として全国町村議会議長会からと福岡県町村議会議長会から表彰をお受けになられました阿部 寛治 議長、松田 國守 副議長、大楠 英志 議員におかれましては、長年にわたる議会議員として地方自治の振興に寄与されたご功績は大変大きいものでございます。私からも深甚なる敬意を表しますとともに、心からお祝いを申し上げます。誠におめでとうございました。

さて、3月末でご退任される 西 邦彰 教育長におかれましては、平成26年4月から5年間にわたり、篠栗町の教育行政に携わっていただきました。この間、篠栗町の小中学校での教育研究において大変ご尽力をいただきました。

また、小中一貫教育についてもしっかりとその道筋をつけていただくとともに、新教育委員会制度についてもスムーズな移行をしていただくことができ大変感謝申し上げます。今回ご退任に際し、教育委員会部局において貴重な人材を失うことは甚だ残念でございますが、後輩に道を譲るとのお言葉をいただきお受けすることいたしました。5年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

3月限りで定年退職される 大塚 哲雄 総務課長、黒瀬 英三 会計課長、三明 祐治 まちづくり課長のお三方には、長い間行政職員としてのお務め大変ご苦労さまでした。行政という柱の一翼を担っていただき、課長職の重責を全うしていただきましたことに、この場を借りて私からも心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

5月から元号が変わる2019年度、新体制のもとに、次の時代の篠栗町の自立を目指してしっかりと行政運営を継続し、地方創生を具体的に実践する先進自治体となるべく努力してまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

最後に、本年4月末日をもって、議員の皆様が任期が終了いたしますが、4年間の議員の皆様方のご尽力に心から感謝申し上げます。開会挨拶でも申し上げましたが、任期半ばでの 山田 眞士 議員、阿高 紀幸 前副議長というお2人の議員が逝去され議員構成10人となった中で、阿部議長はじめ議員の皆様におかれましては、最後まで町政における最高の意思決定機関として、また行政のチェック機関として

ご尽力賜りましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

私は、平成27年5月13日の第1回臨時会におきまして、平成27年度からスタートした我が国の地方創生5か年計画とそれに沿って取り組む「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定と実践を最重要課題として位置付け、確実な成果を上げることのできるよう、ご協力賜りたいと考えていると申し上げました。

お蔭さまで、篠栗駅東側自由通路を完成させることができました。

また、昨今の夏の猛暑に対するため緊急に事業計画いたしました、町内小中学校の普通教室に空調設備設置工事につきましては、本年6月までに完了すべくスタートいたします。これら全てが、議員各位の深いご理解とご協力の賜物と感謝申し上げます。

現在進行中の「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の核となる事業、篠栗北地区産業団地開発事業につきましては、様々なご意見をいただいております。ご心配の声も聞こえますが、先ほども申し上げましたように、完成の暁には事業当初から係わっていただいた皆様方に喜んでいただけるよう努力してまいることを改めてお約束申し上げます。

このように、お蔭さまでこの4年間で所期の目的を着実に達成することができたと実感しております。どうもありがとうございました。改選後の議会におきましても、引き続き行政のチェック機関として、また行政とともに篠栗町を発展に導く車の両輪としてご尽力賜りたいと願っております。

また、この度、ご勇退されると伺っております、横山議員には大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。長年にわたり町政発展のためにご尽力賜りましたこと、また長いご経験の中からの貴重なご意見、ご指導賜りましたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。町民を代表してお礼を申し上げます。

今後は、篠栗町議会議員OBとして、篠栗町の発展のため、引き続きお力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、4月21日に向けての議員の皆様のご健闘を祈念申し上げまして、平成31年第1回定例会閉会の挨拶といたします。長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） ここで、任期最後の議会を閉会するにあたり、議会を代表して、一言あいさつを申し上げます。

本定例会は3月4日に開会し、本日をもって閉会いたしますが、議会審議に關しまして、三浦町長をはじめ、町執行部の皆様方には、積極的にご理解とご協力をい

ただきましたことと、真摯な対応に深く感謝をいたします。

西教育長、大塚総務課長、三明まちづくり課長、黒瀬会計課長におかれましては、今年度をもって退職されると聞き及んでおります。長い間、篠栗町の発展充実のために鋭意ご尽力されましたことに深く感謝を申し上げます。

今後は、今まで培われました知識や技術、人脈を通じて、地域や家庭において大いに発揮され、さらなるご活躍を期待いたしております。

また、今期中に篠栗町議会を一緒に盛り上げてきた同士、阿高副議長、山田議員がご逝去されました。あまりにも早すぎる死であり、痛恨の極みであります。改めて、衷心より哀悼の意を表します。議長として過去4年間の議会運営、議事進行につきましては、議員の皆様方の熱心なご指導、ご協力のもと、大過なく職責を全うさせていただきましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

私たち議員の任期も4月末をもって終了することになりますが、来たるべき選挙に出馬される皆様方におかれましては、ご健闘の上に見事栄冠を勝ち取られまして、町政の発展、議会改革、そして、町民生活の向上のために、再びこの議場でお会いできますことを心から祈念申し上げます。

最後になりましたが、篠栗町の益々の発展と皆様方のご健勝、ご多幸を心からご祈念申し上げます、お礼を兼ね、ごあいさつといたします。誠にありがとうございますございました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成31年第1回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時28分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

篠栗町議会議員

松田 國守

篠栗町議会議員

荒牧 泰範
